

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答

ふじみ野市

平成24年6月22日

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	4	第2	4	(4)ア	計量施設	計量施設の内容における、搬出物の内訳中の薬剤とは何を想定されているのか、ご教示願います。	不法投棄物由来の薬剤(消火器の中身など)を想定しております。
2	5	第2	5	(2)ウ	老人福祉センターの解体・撤去期間	休止期間の短縮のために、解体(休止)開始時期を遅らせていただくことは可能でしょうか。	可とします。
3	7	第2	7	(2)ア(オ)	施設設置届等の許認可申請	本市が行う業務範囲に記載されていますが、施設整備に係る範囲の許認可申請との理解で宜しいでしょうか。	廃棄物処理法上の設置届等提出者が本市となるものを指しており、資料作成等の支援は事業者にお願います。また、事業者が提出しなければならない整備に必要な許認可は事業者の業務範囲です。
4	7	第2	7	(2)ア(カ)	設計・施工監理	建築基準法の設計者は事業者側設計企業で、工事監理業務を貴市が担当されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	8	第2	7	(3)イ	熱回収施設及びリサイクルセンターの運営業務に係る対価	熱回収施設及びリサイクルセンターの運営業務に係る対価は計60回の支払と読替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本回答をもって、入札説明書中の支払い回数を「計60回」と修正します。
6	8	第2	7	(3)ウ	余熱利用施設にの運営業務に係る対価	余熱利用施設運営業務に係る対価の内、減免補填額に関しては、実績に応じて、四半期毎に請求する事により御支払頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。 また、「減免補填額を事業者に支払うものとする」とありますが、「SPCIに支払うものとする」との理解で宜しいでしょうか。	前段の質問について、市は四半期毎に減免措置分を補填しますが、1日当たりの上限(174名分)の範囲内で補填します。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
7	8	第2	7	(3)ウ	余熱利用施設の運営業務に係る対価	余熱利用施設の運営業務にかかる費用は、①委託料(固定費)と②料金収入でまかなうこととなります。①は物価変動で改定するようですが、②も同様に物価変動に追従して変更していただけるのでしょうか。 「①+②=③余熱の運営業務にかかる費用」になるように①を提示しますが、単純に〇%の物価上昇が生じた場合、②と③は〇%上昇し、①が〇%増えない限り、物価に対する事業性が悪化し、物価変動に対するリスクを事業者が負担していることとなります。	利用料金の改定については、物価水準等を踏まえ、事業者との協議を経たうえで本市が判断します。委託料と同様の変更は行いません。
8	8	第2	7	(4)	売電収入の扱い	売電契約は御市が電力事業者と締結と理解してよろしいでしょうか。また、供給契約(買電契約)も同様でしょうか。	ご理解のとおりです。
9	10	第3	2	(3)	入札参加者の資格要件	表中に「その他企業」とありますが、1(1)で本事業に含まれる業務は設計企業・建設企業・運営企業で網羅されると思われます。どのような業務を受託する企業を想定しているのでしょうか。	運営業務の主要部分以外の業務(清掃、警備業務など)について、SPCから直接受託する企業を想定しています。
10	10	第3	2	(3)	入札参加者の資格要件	役割別の入札参加資格の表で、主たる業務を行う企業は、設計企業、建設企業(建屋)、建設企業(プラント)、運営企業、その他企業となっています。 一方、平成24年4月2日付「実施方針に対する質問・意見への回答」ではNo.42の質問に対し、建設JVの形態は「甲型とします」との回答をいただいておりますが、役割別の…とあるように、各企業の役割はそれぞれ明確になっていますので、JV構成員の責任区分も明確となる「乙型とします」の誤りではないでしょうか？	下請会社の債務に関するJV構成員の共同連帯責任を期待し、市は甲型JVを想定していますが、この点について甲型JVと同等の措置が講じられるのであれば乙型JVも認めます。 なお、落札者との契約締結に向けた協議の段階において、JV協定書の内容について確認、協議する予定としています。
11	11	第3	2	(4)	設計を行う者の要件	アからエまでの要件が提示されていますが、複数の一級建築士事務所が各要件施設別に担当する場合は、設計JV等の企業体を構成する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
12	11 12	第3	2	(4)イ(イ) (5)イ	設計を行う者の要件 建設を行う者の要件	「(イ)1炉1系列当たり90日連続安定稼働の実績」とありますが、7月2日にご提出する参加表明段階では、証明する書類等は特に無いとの解釈でよろしいのでしょうか。また、ご提出する場合の証明方法及び件数等を具体的にご教示ください。	前段の質問については、様式第5号に示すとおり提出してください。 後段の質問については、該当する施設の炉当りの運転実績を提出してください。また、その市町村からの承認がいただける場合は、承認をいただいでください。なお、件数については1件以上です。
13	12	第3	2	(5)	建設を行う者の要件	建設を行う者の要件として、「複数の企業が建設企業となる場合は、当該複数の企業で次のアからエの要件を全て満たす」とあり、複数の企業は異業種の企業となります。 一方、実施方針に対する質問・意見への回答のNo.42においては、建設JVの形態は甲型となっています。 しかしながら、本工事においては異業種企業によるJVとなり、企業ごとに施工できる範囲(工種)が区分けされますので、甲型JV(共同施工方式)は適さないと考えます。 異業種企業でのJVは、通常、乙型(分担施工方式)を採用しており、本工事でも乙型の採用を認めて頂けないでしょうか。	質問に対する回答No.10を参照ください。
14	13	第3	2	(6)イウ	運営企業のうち、熱回収施設及びリサイクルセンターの運営を行う者の要件	「地方公共団体の一般廃棄物処理施設について～運転実績を1件以上有すること。」とありますが、7月2日にご提出する参加表明段階では、何件ご提示することが可能でしょうか。(リサイクルセンターの運転実績についても同様)	件数については1件以上です。
15	13	第3	2	(7)	運営企業のうち、本施設の余熱利用施設の運営を行う者の要件	主に利用者の健康増進を目的とした施設とは、どのようなものでしょうか。	提案によりますが、健康浴槽など利用者の保養、休養及び健康づくりを目的とした施設を想定しています。
16	13	第3	2	(7)	運営企業のうち、本施設の余熱利用施設の運営を行う者の要件	1年以上の運営実績を有していること、とありますが、証明する書面は、発注証明、契約書等他にどのようなものがありますか。	発注証明、契約書に準じる書面で、業務内容と期間が明示されているものです。
17	14	第3	5	(1)	SPCの設立に関する要件	施設竣工後、本施設所在地へSPC本店を移転することは可能でしょうか。	不可とします。
18	14	第3	5	(1)	SPCの設立に関する要件	「SPCをふじみ野市内に設立すること」とありますが、施設竣工後、SPC本店所在地を本施設所在地に移転することは可能でしょうか。	質問に対する回答No.17を参照ください。
19	15	第3	5	(2)	SPCの設立に関する要件	特別目的会社の資本金を2億円以上と定められていますが、円滑な事業活動が可能であるという前提で資本金額を事業者の提案とさせて頂けないでしょうか。また金額の設定根拠につきご教示願います。	前段の質問については、不可とします。 後段の質問については、事業の安定性確保のために本市が必要と定める金額を設定したものです。
20	15	第3	6		設計額及び予定価格の公表	「入札参加者は、予定価格及び運営費の上限の範囲内で提案すること」とありますが、当選後の、市から要求水準の変更、提案内容の変更、床面積の追加要望への対応は、予定価格とは別で費用清算との理解で理解でよろしいでしょうか。	市からの要求水準の変更については、協議の対象とします。
21	15	第3	6		設計額及び予定価格の公表	事業費全体で20,159,398,000円(税抜き)以下の金額で入札したとしても、運営費が10,675,004.00円(税抜き)を上回っていれば、失格になるとの理解で宜しいでしょうか。 同様に事業費全体で20,159,398,000円(税抜き)以下の金額で入札したとしても、設計・建設費が9,484,394,000円(税抜き)を上回っていれば、失格になるのでしょうか。ご教示願います。	前段の質問については、ご理解のとおりです。 後段の質問については、失格とはなりません。予定価格と運営費の上限を考慮のうえ、提案してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
22	16	第4	1	(2)	低入札価格調査基準価格	低入札価格調査基準価格を「設定する」とありますが、この低入札価格調査基準価格は、「ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱」に則り設定されるのでしょうか？	ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱の特例を定める要綱(平成24年4月25日施行)に基づき設定します。当該要綱については、本市Webサイトに掲載します。
23	16	第4	1	(2)	低入札価格調査基準価格	低入札価格調査基準価格を下回った場合、具体的にどのような調査をどのように実施されるのでしょうか？また、落札者とするか否かの判断基準は設定されるのでしょうか？	ふじみ野市建設工事における低入札価格調査実施要綱及びふじみ野市低入札価格調査に係る審査事務処理要領に準じて実施します。落札者とするか否かの判断基準は設定します。当該要領については、本市Webサイトに掲載します。
24	18	第4	2	(6)イ	運営期間における保証	運営期間における保証となっていますので、開始年度の開始日(余熱利用施設の開始日H26年6月)までに保証納付と理解してよろしいでしょうか。	契約と同時に、また、各年度の開始日までに保証金を納付してください。
25	20 21	第5	1	(5)エ (8)エ	提出日 提出日	※参加表明書及び資格審査書類の提出を行う者は～(連絡は代表企業代表者又は復代理人が行うこと)。～とありますが、貴市へのご連絡は、代表企業代表者又は担当者と修正していただけないでしょうか。	可とします。
26	21	第5	1	(8)エ	提出日	提案書概要版に関するヒアリング内容は、公表されないとの理解でよろしいのでしょうか。また、公表される場合は、入札参加者固有のノウハウに基づく内容なのか貴市にて明確に判断できない部分については、公表前に当該部分を入札参加者に対して確認して頂きますようお願いいたします。	原則として非公開としますが、ヒアリングの結果、提案書概要版の範囲内で入札参加者すべてに通知すべき事項が生じた場合は、公表内容について、入札参加者に対し確認の上、全ての入札参加者に通知します。
27	21	第5	1	(8)エ	提出日	提案書概要版の提出日(平成24年7月17日)は第2回質問回答日(平成24年8月27日)以前であるため、平成24年10月1日に提出する提案書内容は上記質問回答及び提案書概要版に関するヒアリングの実施(平成24年7月25日26日)によっては提案内容を変更する場合があります。従って提案書概要版の提出書類は「本事業に関する理解度を確認する」観点から最終的な提案内容と変更が生じても良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	23	第5	1	(14)	開札	開札の立会人数については、1社につき何名まで立会が可能でしょうか。	1社につき1名とします。
29	26	第6	1	(6)エ	添付書類	納税証明書は、税務署発行の「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用の「その3の3」を提出するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	26	第6	2		提案書概要版の提出書類	別記で「事業の理解度を確認するために使用する」とありますが、概要版の内容を提出書で変更することは可能でしょうか。	質問に対する回答No.27を参照ください。
31	27	第6	4		入札・提案書提出書類	提案書、設計図書、設計仕様書について、各25部のご要求がありますが、他案件と比較した場合25部は多く、情報漏洩の観点から、ご提出部数を必要最低限としていただけないでしょうか。	16部(正本1部、副本15部)とします。
32	28	第6	4	(6)ケ ス	年間稼働計画表 運転人員調書	年間稼働計画表、運転人員調書について、決められた書式はありますか。	年間稼働計画表は任意とします。運転人員調書は、別紙1を使用してください。
33	30	第7	3		提案書概要版	製本について、左ホチキス綴じ以外の形式でも宜しいでしょうか。(ファイル閉じ等)また、A4サイズへの折込みは不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
34	30	第7	3		提案書概要版	「データ(CD-R等)2部(使用ソフト:Microsoft「Word」及び「Excel」(Windows対応))を提出すること」とありますが、提案書概要版は図面類ですので、「PDF」データでの提出としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	30 31	第7	3 5	(3)	提案書概要版 提案書	提案書概要版及び提案書の作成において「使用ソフト:Microsoft「Word」及び「Excel」とありますが、バージョン制限はありますでしょうか。	バージョンは2000以降とします。
36	31	第7	5		提案書	提案書の記入枠を広げること(上下左右)は可との理解でよろしいでしょうか。	不可とします。
37	31	第7	5	(1)	提案書	様式第13号～様式第16号の提案書及び設計図書はホッチキス綴じのご指定ですが、頁数が多くホッチキス綴じは難しいと思われまのでチューブファイル形式で提出してもよろしいでしょうか。	可とします。
38	31	第7	5	(1)	提案書	「～なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。」とありますが、図表等に使用する文字サイズ等は10.5ポイント以下を使用してもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、読みやすさに配慮してください。
39	31	第7	5	(1)	提案書	「各様式に定める提案記入枠内に」とありますが、御提示頂いた提案書記載様式(様式第13号～16号)の枠を拡げたり狭めたりする事は不可と言う事でしょうか。ご教示願います。	質問に対する回答No.36を参照ください。
40	31	第7	5	(1)	提案書	文字サイズに関して、図表、絵及び写真等については10.5ポイント未満でも可であるとの理解で宜しいでしょうか。	質問に対する回答No.38を参照ください。
41	31	第7	5	(1) (2)	提案書	各提案書及び設計図書の製本について、左ホチキス綴じ以外の形式でも宜しいでしょうか。(ファイル閉じ等) また、設計図書については、A4サイズへの折込みは不要との理解で宜しいでしょうか。	前段の質問については、質問に対する回答No.37を参照ください。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
42	31	第7	5	(1) (4)	提案書	「特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイント」とありますが、表・図等内の文字に関しても10.5ポイントは固定でしょうか。	質問に対する回答No.38を参照ください。
43	31	第7	5	(3)	提案書	提案書に使用するMicrosoft「Word」及び「Excel」(Windows対応)のバージョン様式集に一部記載があるように2000以上と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	31	第7	5	(5)	提案書	提案書概要版についても副本15部については、構成員名がわかる記述は避けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	34	第8	3	(2)ウ	事業期間終了時の措置	事業期間終了時の引き継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態とは、貴市のモニタリングに適合している状態との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の規定に適合している状態です。
46	37	添付資料1	1	(2)	本施設の運営業務に係る対価	減免措置対象者の上限は入場者上限という意味でしょうか。設けている理由についてご教示ください。	減免措置対象者の上限は入場者上限ではありません。減免措置対象者の上限は、本市が想定する1日当たりの減免措置対象者の来場者数です。 なお、上限については、本市の支払い限度額を勘案して設定したものです。
47	37	添付資料1	1	(2)イ	運営業務に係る対価B	委託料dの支払回数について、「事業者提案を踏まえ決定する」とありますが、各4半期毎の支払いを原則として、休止期間の提案に応じて支払い回数を増やすとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	37	添付資料1	1	(2)イ	運営業務に係る対価B	余熱利用施設について減免補填の上限は174人/日とありますが、継続的に175人以上/日の対象者の利用があった場合には、協議により上限を引き上げる等の措置を採って頂けると考えて宜しいでしょうか。	不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
49	38	添付資料1	2		本市が事業者 に支払う対価 の改定方法	P15記載の運営費を単純に運営期間で除すと711百万円となります。±1.5%だと1000万円の差が生じ、事業費の不足あるいは過払いが生じることになります。事業の安定性からも耐え得る範囲を超えていると考えられ、また委託料の妥当性にも影響します。変動制限幅をなくす、あるいは小さくすることはできないでしょうか。	不可とします。
50	38	添付資料1	2		本市が事業者 に支払う対価 の改定方法	「委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、」とありますが、当該年分の改定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、改定に当たっては前年度の平均物価指数と提案時(平成24年度)の物価変動指数を踏まえて改定する予定です。
51	38	添付資料1	3	(1)	余熱利用施設 の利用料金収 入	「利用料金の収入については、見込むことが可能な額を想定して事業計画を立案する」とありますが、想定する額は要求水準書において事業者提案とする利用料金についてとの理解でよろしいでしょうか。	利用者料金(個人利用)は事業者提案ではありません。占有室利用料金及び物品販売、飲食コーナーの料金設定は事業者提案です。要求水準書第三編運営編(余熱利用施設)P3-1の3.運営業務を参照ください。これらの収入について、見込むことが可能な額を想定してください。P3-1の3.3料金徴収(4)を次のとおり修正します。「大広間・和室・多目的室の占有利用は、午前9時から午後9時までを3区分し、1区分1室当たりの占有利用料金は、2.5に示す利用料金の免除者を除き、1,000円以下とし、事業者提案とする。」 なお、要求水準書 第三編 2.5に示す利用料金の免除者に対する市の補填はありません。
52	40	添付資料2	2		委託料の減額 方法	熱回収・リサイクル施設の運営と余熱利用施設の運営は要求水準書も区分されています。また、それぞれの施設に係る委託料も様式で区分されています。それぞれの施設ごとに減額措置を適用する運用をしていただけるのでしょうか。減額モニタリングによる提示された添付資料2では、例えば熱回収施設の問題で余熱利用施設の運営に影響するなど、事業者の改善動機を与える以上に過度なペナルティを課す方法に読み取れます。	本事業は施設全体の整備及び運営を一括して事業者委ねているため、事業者は一体となって施設全体の運営業務を確実に履行する責任があることから、減額の対象は委託料全体となります。
53	-					ご質問事項に入札参加者のノウハウが含まれている場合があります。第2回目の質疑以降は入札参加者が指定する質疑については、個別入札参加者へ回答していただくことは可能でしょうか。	不可とします。
54	-	現地見学			建設予定地の 土壌汚染につ いて	予定地の土壌汚染は無いとの理解でよろしいでしょうか。また、工事に伴って土壌汚染が見つかった場合、対策費は市の費用負担との理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法の要措置区域に係る汚染土壌はありません。その要措置区域に係る費用が発生した場合は、本市が負担します。
55	-	現地見学			ドッグランにつ いて	現在の調整池(ドッグラン)の排水管等を確認できませんでした。図面等がありますでしょうか。	別紙2に示すとおりです。
56	-	現地見学			農業用水につ いて	予定地内で水田用の用水設備が見受けられました。予定地内に設置されている各種設備の図面、及び、撤去可能時期等を提示していただけないでしょうか。	図面類はありません。よって、用水設備等については、現地にて確認をしてください。撤去及び付替えについては、市と協議のうえ、水利利用者に支障のないように実施してください。

■要求水準書【第I編 設計・建設編】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
57	1-2	1	1.2	1.2.2	創意工夫の発揮	”サービース水準と矛盾しないことを事業者が明確に示した場合に限り、ふじみ野市は代替的な仕様の提案も認めるものとする。”とありますが、代替的な提案が認められない箇所はありますかでしょうか。ある場合には箇所と事由を提示いただけないでしょうか。	特にありませんが、代替案が認められない場合は要求水準書どおり整備することが前提となります。
58	1-4	1	1.3	1.3.6 (5) 3) 4)	防災調整池 遊水池	業務範囲の中に、防災調整池と遊水池がありますが、同一のものとして計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	1-5	1	1.3	1.3.7 (3) 7)	緑被率	緑被率25%は、調整池も含めた建設用地内に占める面積と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	1-5	1	1.3	1.3.8 (3)	老人福祉センターの解体・撤去	「平成25年12月から平成28年3月まで」とありますが、老人福祉センターは平成25年11月までに休止されることが決定しているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	1-5	1	1.3	1.3.9 (2)	施工手順	「建設予定地内に存在する太陽の家は、その機能を休止させないよう…」とありますが、入札説明書の5頁の第25(2)ウにおいて、太陽の家の標準休止期間6ヶ月が設定されています。従いまして、太陽の家については、標準の休止期間6ヶ月と考え、その期間を短縮するように検討するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	1-5	1	1.3	1.3.9 (3)	施工手順	「解体・撤去対象である太陽の家に係る部分は、建屋に影響しない範囲(中庭の使用は可能)まで工事範囲として利用して良い」とありますが、解体・撤去後は、太陽の家に係る部分でも熱回収施設等の建設工事範囲として取扱っても良いと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。熱回収施設の煙突位置は、別紙1(平成24年4月27日公表)の範囲に納まるように計画してください。
63	1-5	1	1.3	1.3.9 (4)	施工手順	太陽の家の解体・撤去作業開始の制約となる貴市範疇の事務手続き等はあるのでしょうか。	特にありません。
64	1-7	1	1.4	1.4.3	表 1-1 関係法令等	表の左半分側に記載のハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)は廃止されていますので、表の右半分側に記載の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称バリアフリー法)」に修れんされているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	1-15	1	1.6	1.6.4 (1)	建築設備工事の責任者	「建築設備工事の施工業者」とは、建設企業が発注する建築設備専門下請業者のことで、下請業者より担当責任者を選任し常駐させるとして問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建設業務体制としては、その責任者を総括管理する立場の技術者を構成員から選出してください。なお、建築設備工事以外の工種も同様とします。
66	1-16 1-18	1	1.6	1.6.4(4)4) 1.6.5(12)	施工時間帯 作業日及び作業時間	1-16では、「施工時間帯は原則として、8時～18時の間」。1-18では、「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時まで」とあります。前者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本回答をもって「作業時間」を「施工時間」と読み替えます。
67	1-16 1-18	1	1.6	1.6.4(4)4) 1.6.5(12)	施工時間帯 作業日及び作業時間	作業時間についての記載が、8時～18時と午前8時30分～午後5時の2種類ございます。正誤があるのか、もしくは何らかの意図があるのかご回答願います。	質問に対する回答No.66を参照ください。
68	1-16	1	1.6	1.6.5	工事条件	工事期間中に工事関係車両の駐車場として借用できる公有地はありますか	特にありません。
69	1-16	1	1.6	1.6.5 (2)	地中障害物	現地見学会において、建設予定地内に農業用水の埋設管があるように見受けられました。つきましては、埋設範囲や口径等、撤去工事の条件をご教示下さい。	質問に対する回答No.56を参照ください。なお、農業用水の埋設管口径は、VUφ75です。また、農業用水の埋設管のほか、市道574号線の付替えに伴い、敷地南側県道沿いに敷設されている、雨水管(φ500)、水道管(DIPφ100)及び下水道管(VPφ250)の延伸及び付替えも必要です。
70	1-16	1	1.6	1.6.5 (2)	地中障害物	計画地内の現況水田への用水配管が存在しますが、本事業での撤去とし、付け替え等の処置が必要な場合は貴市が処置を行うとの理解で宜しいでしょうか。	用水管の撤去及び付替えも、事業者の業務範囲です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
71	1-17	1	1.6	1.6.5 (3)	建設発生土の処分	”余剰な残土が生じた場合は、場外自由処分とする”とありますが、土壌汚染は無いと言うことでしょうか。また、工事中に土壌汚染(自然由来も含む)が確認され場外処分が必要となった場合、一連の対策費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.54を参照ください。
72	1-17	1	1.6	1.6.5 (9)2)	仮設物	「監督員の指示を受けて用地内に設置する」とありますが、仮設事務所や工事用車両の駐車スペース等、用地外に設置することは可能でしょうか。	不可とします。
73	1-17	1	1.6	1.6.5 (9)3)	仮設物	”現場事務所…執務に必要な図書、事務機器(パソコンシステム、インターネット接続環境、コピー機などを含む)、什器類も事業者が用意する”とありますが、現場事務所とは、監理事務所との理解でよろしいでしょうか。また、必要な図書・機器について当選後の変更は難しく、指定数等はありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、ふじみ野市及び三芳町の職員は4人、工事監理業者は7人として計画してください。
74	1-17	1	1.6	1.6.5 (9)3)	仮設物	「現場事務所は約100㎡程度…」とありますが、現場事務所とは監督員が使用する事務所の事でしょうか。それとも現場用事務所と監督員用事務所を含めての事でしょうか。	現場用事務所と監督員用事務所です。事業者が必要とする諸室及び会議室は別途計画してください。
75	1-17	1	1.6	1.6.5 (9)3)	仮設物	「…什器類も事業者が用意する。」とありますが、何名位が執務すると考えれば宜しいでしょうか。	質問に対する回答No.73を参照ください。
76	1-17	1	1.6	1.6.5 (9)3)	仮設物	「…執務に必要な図書…も事業者が用意する。」とありますが、具体的に何をどの程度用意するのか、ご提示願います。	実施設計図書等を指します。
77	1-17	1	1.6	1.6.5 (9)3)	仮設物	事業者が用意する事務機器の中に「パソコンシステム」とありますが、最低限必要なハード及びソフトのスペックをご提示願います。	ふじみ野市、三芳町職員用に、パソコン1台を準備してください。工事監理業者用のパソコンは不要です。ハードのスペックに指定はありません。ソフトのスペックは、Windows Office2003以上とします。
78	1-19	1	1.6	1.6.5 (15)	負担金	井水採取及び下水道・雨水の放流等についての負担金は無いものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	1-22	1	1.8	(4)	経費の負担	「海外の工場における機器の立会検査に係る交通費等の費用についても全て事業者の負担とする」とありますが、これには監督員の交通費等も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	含まれません。また、「交通費等」を削除します。
80	1-22	1	1.8	(4)	経費の負担	「海外の工場における機器の立会検査の係る交通費等の費用についてもすべて事業者負担」とありますが、費用算出の根拠不明の為、本項目は削除頂けませんでしょうか。	質問に対する回答No.79を参照ください。
81	1-23	1	1.9	1.9.1 (1) (2)	試運転	熱回収施設の試運転期間が各炉90日間以上とありますが、これは炉の火入れ・乾燥焚きから90日間と考えてよろしいでしょうか(機器の単体調整期間は含まない)。また、リサイクルセンターの試運転期間は25日間以上とありますが、これも機器の単体調整期間は含まず、負荷運転開始から25日間と考えてよろしいでしょうか。	前段、後段共にご理解のとおりです。
82	1-32	1	1.11	(2)	表1-2 性能試験の項目と方法【性能保証】熱回収施設	燃焼ガス温度において、試験項目が「主燃焼室出口温度」となっていますので、温度の計測箇所は試験項目に合わせて主燃焼室出口のみと考えてよろしいでしょうか。	維持管理を確実に実施するために必要な箇所に設けてください。
83	1-34	1	1.11	(2)	表1-3 性能試験の項目と方法【性能保証】リサイクルセンター	選別能力(資源系)のアルミ回収率は95%以上ですが、表2-16(2-15ページ)では90%とあります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	アルミ回収率は90%以上とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
84	1-34	1	1.11	(2)	表1-3 性能試験の項目と方法【性能保証】リサイクルセンター	選別能力(破碎系)のアルミ純度は90%以上ですが、表2-13(2-12ページ)では95%とあります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.83を参照ください。
85	1-34	1	1.11	(2)	表1-3 性能試験の項目と方法【性能保証】リサイクルセンター	破碎能力【破碎寸法】において、低速回転破碎机400cm以下は、400mm以下(85重量%以上)と理解してよろしいでしょうか。また、高速回転式破碎机は、85重量%以上と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	2-2	2	2.1	2.1.3 (4)	景観	「建設用地の北西を工場棟ゾーン、南側を市民利用施設ゾーンと位置づけ、熱回収施設、リサイクルセンターは、工場棟ゾーン内に配置する。」とありますが、各ゾーン内に配置する建物(熱回収施設、リサイクルセンター、余熱利用施設、計量施設、ランブウェイ等付属棟)の詳細位置やランブウェイの進入・退出方向等については提案によるものと考えてよろしいでしょうか。制約があるようでしたら、ご教示願います。	ご理解のとおりです。熱回収施設の煙突位置は、別紙1(平成24年4月27日公表)の範囲に納まるように計画してください。また、市民ゾーンの安全対策に十分配慮して配置・動線計画をたててください。
87	2-3	2	2.1	2.1.9 (2)	耐震設計	「構造体以外の重要度係数はⅡ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。」とありますが、「耐震安全性について構造体はⅡ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	2-6	2	2.2	2.2.3 (2)	表2-6 計画ごみ量	熱回収施設に設置する切断機で処理する可燃性粗大ごみの量は「リサイクルセンターからの可燃残さ」に示されている量に含まれているものと考えてよろしいでしょうか。	含まれていません。
89	2-8	2	2.2	2.2.3 (3)3	表2-8 処理対象ごみ(リサイクルセンター)	受入ヤード容量を計画するにあたり、粗大ごみ・もやさないごみのうち、可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ・もやさないごみの割合をご教示願います。	要求水準書P2-8、2-9に示すとおりです。
90	2-10	2	2.2	2.2.4 (3)5	給水設備	井水の前処理設備を検討するため、濁度、色度、pH値、総鉄、総マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量等分析結果がありましたらご教示願います。	水質検査結果報告書は、別紙3のとおりです。なお、井戸水のサンプリングを希望する者は、提案書概要版の提出時に、その旨を本市に伝えてください。その後、本市は、希望者に対しサンプリング日時をお知らせします。
91	2-10	2	2.2	2.2.4 (3)5	給水設備	水処理施設を検討するため、硫酸イオン・亜硝酸態窒素・アンモニウムイオン・カルシウム硬度・マグネシウム硬度等々の一連の分析結果がありましたら提示していただけないでしょうか。また、井戸の深さ、過去の水質変化についても、教えていただけないでしょうか。	質問に対する回答No.90を参照ください。
92	2-10	2	2.2	2.2.4 (3)9	灰処理設備	飛灰は乾燥状態ですとありますが、貯留は灰ピット方式となっています。乾燥状態でのピット貯留は、粉じんの発生対策やジェットバッカー車への積込が困難となります。飛灰貯槽に貯留した乾燥飛灰をジェットバッカー車へ積込む方式を計画してよろしいでしょうか。また、7日分の飛灰貯留量は過大に見受けられますが、貯留日数は事業者提案としてよろしいでしょうか。	前段について、提案を可とします。後段については、要求水準書に示すとおりとします。
	5-47	5	5.7	5.7.6	灰ピット		
93	2-11	2	2.2		図2-1 熱回収施設の処理フロー(参考)	「選別装置→磁選物ピット→埋立」となっていますが、表2-1施設構成(2-4ページ)では回収される鉄類は極力資源化するとありますので、埋立は資源化と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	2-12	2	2.2	2.2.5 (1)	粗大ごみ・もやさないごみ処理系列	ごみ種毎(可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、もやさないごみ)の施設規模をご教示ください。	質問に対する回答No.89を基に計画してください。
95	2-13	2	2.2	2.2.5 (1)	図2-2 粗大ごみ・もやさないごみ処理系列のフロー(参考)	選別可燃物を熱回収施設ピットへ場内運搬しない場合に搬送コンベヤを設け、場内運搬する場合は6-8ページに記載の可燃物貯留バンクは不要と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、搬送コンベヤの故障や計画停止時などに配慮してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
96	2-13	2	2.2	2.2.5 (1)	図2-2 粗大ごみ・もやさないごみ処理系列のフロー(参考)	不燃物貯留ホッパにおいて、10t分と記載がありますが10t車分と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	2-13	2	2.2	2.2.5 (1)	図2-2 粗大ごみ・もやさないごみ処理系列のフロー(参考)	可燃性粗大ごみ受入ヤードは熱回収施設、不燃性粗大ごみ受入ヤードはリサイクルセンターに設置となっていますが、搬入された粗大ごみは可燃性、不燃性のそれぞれの受入ヤードに分別して荷降ろしされるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	2-15	2	2.2	2.2.5 (3)	かん処理系列	ごみ種毎(スチールかん、アルミかん)の単位体積重量をご教示ください。	スチールかんは0.035t/m ³ 、アルミかんは、0.024t/m ³ とします。
99	2-19	2	2.2	2.2.5 (6)	保管系列	施設規模7.9t/日の内訳及びごみ種毎の単位体積重量をご教示ください。	次のとおりです。 ・圧縮・成型後かん 1.66 t/日 (スチールかん:0.83t/m ³ 、アルミかん:0.3t/m ³) ・廃自転車 0.63 t/日 (0.15t/m ³) ・廃蛍光管 0.15 t/日 (0.1t/m ³) ・廃乾電池 0.22 t/日 (2.5t/m ³) ・廃タイヤ 0.07 t/日 (0.15t/m ³) ・鉄屑等金属 2.36 t/日 (0.15t/m ³) ・廃家電 1.07 t/日 (0.15t/m ³) ・不燃ごみ混入資源 0.06 t/日 (0.40t/m ³) ・再生可能な粗大ごみ 0.05 t/日 (0.15t/m ³) ・破碎後鉄類 1.54 t/日 (0.40t/m ³) ・資源物(鉄類) 0.01 t/日 (0.40t/m ³) ・資源物(アルミ類) 0.07 t/日 (0.13t/m ³) ・かがみ 0.01 t/日 (1.0t/m ³)
100	2-21	2	2.2	2.2.7	ユーティリティ	電気、用水、電話、下水、雨水について引込、放流位置をご教示願います。(別紙1の建設用地図に図示願います)	別紙4及び別紙5に示すとおりです。なお、工事期間中の仮設電力は、県道側(位置任意)より受電するものとします。また、雨水については図面はありませんが、口径はΦ500、DP約2.00m～2.76mです。
101	2-21	2	2.2	2.2.7	ユーティリティ	井水、上水、下水道のそれぞれの用役単価をご教示ください。	上水道料金及び下水道料金は、ふじみ野市の上下水道料金体系に示すとおりです。なお、井水の排水分は下水道料金がかかります。 その他、井水は、送水元ポンプに係る電気代及び維持管理費がかかります。井水ポンプにかかる電気代の平成23年度実績は、830,986円(年間使用料:56,662t、年間使用日数:361日)です。
102	2-21	2	2.2	2.2.7	ユーティリティ	余熱利用施設での井戸水の使用は可能ですか。また、余熱利用施設で使用するするための井戸堀は可能ですか。	井戸水の使用及び井戸堀は、不可とします。
103	2-21	2	2.2	2.2.7	ユーティリティ	井戸水を使用した場合、下水道料金は免除されますか。	免除されません。
104	2-21	2	2.2	2.2.7	ユーティリティ	公共施設ということで、水道料金の免除はありますか。	免除はありません。
105	2-21	2	2.2	2.2.7 (1)	電気	「取合点より、高圧6kVを引き込む」とありますが、分岐点が解る図面等をご教示願います。	取合点は、別紙4に示すとおりです。取合い点以降の分岐は、事業者が実施するものとします。
106	2-21	2	2.2	2.2.7 (1)	電気	余熱利用施設竣工時の受電点は余熱利用施設とありますが、この時の受電電圧は低圧受電が可能と考えてよろしいでしょうか。	余熱利用施設の契約電力が、50kW以下の場合には、低圧受電が可能です。なお、余熱利用施設竣工時における余熱利用施設の受電点は、県道側(位置は任意)としますが、余熱利用施設の敷地範囲は、囲い等を設け、工事範囲と明確に区分してください。
107	2-21	2	2.2	2.2.7 (2)	用水	井水の1日あたり使用量の上限は300tとありますが、井水は分岐配管にて本事業で使用することから、同じ取水元の井水を他施設でも使用されていることが想定されます。本事業のみで300tを上限に使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	新施設稼働までは、現上福岡清掃センターが使用しており、井水の1日あたりの使用量の上限は、300t/日で、平成28年度以降は、ほぼごみ処理施設専用になり、本事業のみで、この上限を使用できる予定です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
108	2-21	2	2.3	2.2.7 (2)	用水	「上水は建設用地境界より引き込む」とありますが、分岐点が解る図面等をご教示願います。	質問に対する回答No.100をご参照ください。
109	2-21	2	2.2	2.2.7 (2) (5)	用水 排水	余熱利用施設は工場棟に先行して運営を開始しますので、井水、上水、下水道等については、工場棟と余熱利用施設それぞれで取合えるものと考えてよろしいでしょうか。	本市は質問に対する回答No.100に示す位置(1箇所)で取合えるものとします。
110	2-21	2	2.4	2.2.7 (3)	ガス	「プロパンガス」とありますが、ガス設備は不要とし、給湯器などは電気式を採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
111	2-22	2	2.2	2.2.8	表2-20 搬入・搬出車条件	飛灰搬出車は10t程度のジェットパッカー車と記載されていますが、積載可能容積をご教示ください。	15.8m ³ です。
112	2-22	2	2.2	2.2.8	表2-20 搬入・搬出車条件	最大車両(4t)の車両寸法及び最大車両(4t、10t)の回転半径をご教示願います。	最大車両(4t)は、約8.3m、最大車両(4t、10t)については、約10.4m(ジェットパッカー車)です。
113	2-23	2	2.2	2.2.11	来場者人数	余熱利用施設の来場者人数が300名以上とありますが、多目的室・大広間・和室・浴室・健康浴室等の1日の利用者の合計が300名以上で、個々の想定利用者数は提案に委ねる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	2-27	2	2.3	2.3.6 (3)	セメント原料化の受入基準	焼却灰の中に存在する大きな塊は、本施設にて除去するとありますが、除去する焼却灰中の塊の最大寸法を想定する上で、焼却対象ごみとして受け入れる寸法は、要求水準書別紙7「家庭ごみの分け方出し方」10ページに記載されているように、30cm以下と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	2-27	2	2.3	2.3.6 (3)	セメント原料化の受入基準	焼却灰の中に存在する大きな塊は、本施設にて除去するとありますが、引取先の具体的な受入条件(寸法や性状)の基準値をご教示ください。また、飛灰についても、同様に受入条件をご教示ください。	大きな塊(焼却残さ)については、30cm以下が基準です。また、飛灰についても同様です。
116	3-3	3	3.2	3.2.3 (1)1)	車両動線	「入口はごみ関係車両(用役運搬車を含む。)と来場者の2箇所」のご指定ですが、提案内容により入口を増やすことは可能でしょうか。また、3-7ページに記載がある建設用地東側駐車場への出入は市道670号に沿って配置することから、上記の入口とは別途計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	3-3	3	3.2	3.2.3 (1)1)	車両動線	「入口と出口は異なる位置に配置することを可とする」とありますが、出口の位置や箇所数に制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、位置については、搬入車両等の渋滞及び交通安全を考慮した適切な場所としてください。
118	3-3	3	3.2	3.2.3 (2)3)	歩行者動線	工場棟の管理・啓発施設は、合棟又は別棟いずれでも可であり、別棟の場合は渡廊下にて接続するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、管理・啓発施設は、余熱利用施設とも接続してください。
119	3-4	3	3.3	3.3.3	防災調整池	建設用地内に既存遊水池がありますが、工事期間中は、工事仮設用地として使用できるものと考えてよろしいでしょうか。制約があるようでしたら、ご教示願います。	使用できません。
120	3-4	1	3.2	3.3.3 (2)	防災調整池	放流管についての記述が何も有りません。福岡江川への放流管渠ですが、既に敷設されている排水管の再利用は可能でしょうか。可能な場合、その配管の敷設ルート、管径、勾配、計画当該地付近末端の管底高さ、及び福岡江川流末の管底高さをご教示下さい。	排水管の再使用は可能です。放流管の詳細は、別紙2のとおりです。
121	3-4	3	3.3	3.3.4	付替え道路	現地見学会において、付替える道路には電柱が設置されていました。付替え道路工事に当たって、電気、電話工事は事業者ではできないため、工事範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、施工に当たっては、東京電力及びNTT東日本との工程に関する調整が必要となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
122	3-4	3	3.3	3.3.4	付替え道路	市町村道(第3種)の路盤、路床等の詳細をご教示願います。	次のとおりです。 ・表層:アスコン(密粒度:5cm、粗粒度:7cm) ・上層路盤:粒調碎石(30cm) ・下層路盤:切込碎石(30cm) ・路床:良質土または砂
123	3-4 別紙 1	3	3.3	3.3.4 (4)	主要仕様 平面図	車線幅員 2.75m(2車線) 左側路肩の幅員 0.50m(最小値) 自転車歩行車道 3.00m(その他の道路)※ 東側に設置 と記載がありますので、付替え道路の幅員は全体で9.5mとなります。 ところが、別紙1の付替え道路の幅員は8mです。3-4ページの内容を正と考え、付替え道路を除く建設用地は1.5m狭くなると考えてよろしいでしょうか。	8mとします。内訳は、次のとおりです。 ・車線幅員 2.75m(2車線) ・路肩の幅員 0.75m(2車線) ・保護路肩の幅員 0.50m(2車線) なお、路肩及び保護路肩には、落蓋式U字型側溝を設置してください。
124	3-5	3	3.3	3.3.4 (5)2)① ② ③	水道管 下水管 雨水集配水管	「水道管、公共下水道管、雨水管の付替えを実施する」とありますが、各管の埋設深度等が解る図面等をご教示願います。	水道管はDP約1.2m、公共下水道管は、DP約2.47mから約3.8m、雨水管は図面はありませんが、口径はΦ500、DP約2.00m～2.76mです。
125	3-5	3	3.3	3.3.5 (2) (3)	井水管	「井水管取水元、福岡江川沿い、分岐点は運動公園入り口橋手前」とありますが、詳細が解る図面等をご教示願います。	別紙6のとおりです。
126	3-6	3	3.4	3.4.1 (4)	構内道路	舗装構成についてふじみ野市の基準をご教示願います。	特にありません。
127	3-7	3	3.4	3.4.5	駐車場	建設用地内に100台以上とありますが、使用目的をご教示ください。 また、建設用地東側に20台以上とありますが、3-4ページに記載のドッグラン利用者向けの20台以上を指すものと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問については、啓発施設への来場者及び市町職員及び運営事業者用の駐車場及びイベントスペースとして利用することを目的としています。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
128	3-7	3	3.4	3.4.5 (3)	一般利用者用	余熱利用施設完成時に確保する駐車場は、要求水準書にあるように、余熱利用施設用40台以上(うち、多目的用2台)運行バス3台以上(余熱利用施設来場者用)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	3-10	3	3.5	3.5.1 (17)	基本方針	「工場等屋根は陸屋根とし、雨水利用の便宜を考慮」とありますが、雨水を考慮すれば陸屋根以外も可能との理解でよろしいでしょうか。	提案を可とします。
130	3-10 7-1 8-2	3 7 8	3.5	3.5.1 (17) 7.1.1 (6) 8.1.5 (2)	基本方針 全体計画 外部仕上げ	工場棟は「陸屋根」、管理・啓発施設は「ファサードや稜線」、余熱利用施設は「軒の深みのある落ち着いた勾配屋根」と記載がありますが、各棟の屋根形状については施設全体の意匠を考慮し、事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
131	3-10	3	3.5	3.5.2	建築概要	渡り廊下は、各施設の延床面積に含まれないと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	3-10	3	3.5	3.5.2 (2)1)⑤	構造	「構造がRC造」となっていますが、工場棟と合棟の場合は、工場棟仕様に合わせてS造を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
133	3-10	3	3.5	3.5.2 (3)①	建築面積	「1,600㎡～1,800㎡以上」は「1,600㎡～1,800㎡」と読替えて宜しいでしょうか。	延床面積について「1,600㎡～1,800㎡」とします。
134	3-11	3	3.5	3.5.3 (1)1)①c) ハ	その他	臭気漏れを低減するため、バケットの吊り換えなしにどちらのクレーンからも積出ができる位置にマシンハッチを配置することを条件として、積出場兼バケット点検場をピット片側のみとして宜しいでしょうか。	マシンハッチについては1基とします。その他については、バケットの点検及び運転に支障の無い範囲で提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
135	3-12	3	3.5	3.5.3 (1)1)③	プラットホーム 出入口扉	「一方が閉じるまでは他方は開かない構成とする」とありますが、入口扉が開いている時は、出口扉は開かないということでしょうか。 その構成では、搬入車が連続してプラットホーム内に入進してきた場合には出口扉が開かず、プラットホーム内で搬入車が渋滞することも考えられますが、ゲートなどで、連続して搬入車が進入することがないようにした上で、一方が閉じるまでは他方は開かない構成とするのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。なお、基本的には、一方が閉じるまでは他方は開かない構成としますが、プラットホームにおける搬入車の渋滞時に、両扉の同時開閉が可能となるよう計画してください。
136	3-18	3	3.5.3 (3)7)	3.5.3 (3)7)	和室	和室の項目に、「“3室以上”設ける」とありますが、必ず“和室”でなければいけませんか。	要求水準書に示すとおりとします。
137	3-20	3	3.5	3.5.4 (2)3)③	下部構造	「地下室の柱について炉体支持の柱と一致させるよう計画する」とありますが、構造上の十分な検討を基に適切な位置に柱を設置することでよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
138	3-31	3	3.6	3.6.18 (1)	監視	建築各設備の運転情報をプラント側にて設ける中央制御室オペレータコンソールの液晶モニターにより集中監視するとありますが、建築専用オペレータコンソールにて、建築設備を監視操作することとし、プラント側オペレータコンソールにはプラントプロセスに関わる建築プロセスデータのみを取り込みプラント監視操作を行うシステム構成で計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
139	3-38	3	3.7	3.7.5 (3)2)②	生活用受水槽	生活用受水槽の有効容量が5m ³ 程度の少量の場合は一槽式でも宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
140	3-40	3	3.7	3.7.5 (5)5)②	排水ポンプ・汚 水ポンプ	「ポンプは、各2台(内予備1台)とし、運転は、原則として、自動交互運転」とありますが、水中ポンプは倉庫予備としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
141	4-1	4	4.1	(18)	基本方針	「計画地の既存地盤高さから2.0m以内は、洪水対策に留意する」とありますが、1-4ページの1.3.7立地条件(1)1)では、現況高さにT.P5.8m~8.3mと幅があります。 既存地盤高さから2.0m以内とは、T.Pでどの程度になるのかご教示下さい。	T.P7.8m以上です。
142	4-1	4	4.1	(18)	基本方針	「計画地の既存地盤高さから2.0m以内は、洪水対策に留意する。」とありますが、洪水対策として満たすべき条件や想定対策がありましたら、提示をお願いいたします。	ふじみ野市洪水ハザードマップの浸水区分をもとに、整備施設の床下浸水やプラント機器の浸水被害の防止を念頭に必要な対策を提案してください。
143	5-1	5	5.1	5.1.1 (4)	付属機器	計量カード(書込式)とはICカードのことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	5-1	5	5.1	5.1.1 (5)5)	特記事項	計量カードの読み取り方式は自動式とありますが、ETCのような非接触式ではなく、計量カードと接触式カードリーダを用いた方式という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ICカードを想定しています。
145	5-4	5	5.1	5.1.6 (4)6)	特記事項	「自動開閉時の検知は光電管及び超音波併用とする」とありますが、検知方式として弊社で多数採用実績のあるループコイルと光電管との併用式を採用することは可能でしょうか。	提案を可とします。
146	5-5	5	5.1	5.1.7 (3)5)	駆動方法	「電動油圧駆動」とされていますが、押上げ投入形式の電動シリンダ駆動を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
147	5-6	5	5.1	5.1.8 (7)6)	特記事項	「選別した資源物、処理不適物、再生可能品を搬出するまでに、一時貯留するための貯留ヤードを併設する」とありますので、可燃性粗大ごみ中の可燃物・不燃物・鉄類・非鉄金属類の割合をご教示願います。	次のとおりです。 ・可燃物 81.26% ・不燃物 10.42% ・鉄類 0.24% ・アルミ類 8.08%
148	5-6	5	5.1	5.1.9	切断機	切断対象物の最大寸法については、6-5ページ6.2.5(3)6)①の可燃性粗大ごみの寸法と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
149	5-10	5	5.1	5.1.13	放水銃装置	放水銃装置は消防関連法及び消防当局の指導に従うとの判断で宜しいでしょうか。 また、仕様は遠隔手動操作方式で宜しいでしょうか。	消防法に定める消火栓は消防当局の指導に従ってください。放水銃装置については、遠隔操作のほか、発火点を検出し自動で放水できる設備としてください。
150	5-14	5	5.2	5.2.4 (4)7)	特記事項	「ごみと接触する壁面に炭化珪素質レンガを用いる場合は、横積(半枚)施工してはならない、」とされていますが、水冷壁構造とする場合は各社の設計基準を提案することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	5-17 5-18	5	5.3	5.3.1 (4)4) (6)5)	過熱器 特記事項	「SUS310S以上」とありますが、ボイラの蒸気条件次第ではSUS310Sは必要ない場合もあります。適切な材質選定を一任頂けないでしょうか。	高温部の過熱管をはじめ必要箇所に採用してください。それ以外の箇所は、耐食性を考慮し、適切な材質選定を事業者の提案に委ねます。
152	5-17 5-18	5	5.3	5.3.1 (4) 4) (6) 5)	主要材質 特記事項	5-17ページでは主要材質として過熱器はSUS310S以上のご指定がありますが、5-18ページの特記事項 5)では「高音部は、SUS310S以上」とあります。従いまして、5-17ページの「過熱器材質:SUS310S以上」のご指定は、高温部の過熱器を示すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	5-18	5	5.3	5.3.1 (6) 8)	特記事項	「限界負荷率を明示すること」とされていますが、定格焼却量に対してボイラ以外の設備も含めた焼却可能範囲と考えてよろしいでしょうか。 また、負荷率の計算は以下でよろしいでしょうか。 負荷率= 時間当たり焼却量 / 定格時間当たり焼却量	ご理解のとおりです。
154	5-20	5	5.3	5.3.5 (2)	数量	「4基(うち予備2基)」とありますが、3基(うち共通予備1基)で十分と考えます。数量変更頂けないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
155	5-23	5	5.3	5.3.9 (2) 2)	数量	2缶分(缶水用、給水用、各炉1基/炉)と記載がありますが、脱気器までが共通系となるため、給水の水質は1号炉系と2号炉系で同等になります。よって、給水用については、1基/2炉とさせていただきます。よろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
156	5-25 2-23	5	5.3	5.3.12	温水設備又は 高温水設備	「蒸気により温水を生成し、場内暖房・給湯及び外部熱供給に用いる」とありますが、本設備は余熱利用施設への温水利用のために設置するものと考え、2-23ページ2.2.9余熱利用計画にあるように熱回収施設、リサイクルセンター、余熱利用施設の暖房・給湯は電気又は廃熱のどちらかを選定し提案するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	5-25	5	5.3	5.3.12 (1)	形式	場内暖房については、制御性・メンテナンス性を考慮し、電気式を採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
158	5-26	5	5.3	5.3.13 (4)11)	特記事項	「復水タンクは、復水器直下に配置し、・・・」とありますが、排気復水タンクと読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	5-34	5	5.5	5.5.2 (5)3)	加湿装置	加湿装置は、加温装置との誤記と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	5-34	5	5.5	5.5.2 (5)4)	バイパス煙道	付属機器としてバイパス煙道が記載されていますが、緊急時および炉の立上げ、立下げ時においても排ガス中のばい煙を煙突から排出させないため、バイパス煙道の設置はなしとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	5-34	5	5.5	5.5.3 (3)3)	酸素換算HCl濃度	酸素換算HCL 出口50ppmとありますが、1-31ページ 表1-2 性能試験項目と方法【性能保証】及び2-24ページ 表2-25 排ガス基準より20ppmと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	5-36	5	5.5	5.5.3 (8)1)	特記事項	「活性炭との併用を可とする」とありますが、活性炭含有消石灰方式も可能でしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
163	5-37	5	5.5	5.5.5 (5)	薬剤貯槽	形式がポンベ式とあります。4)~7)及び(6)薬剤供給ポンプの記載内容からアンモニア水式にも見受けられますが、液化アンモニア(ポンベ式)を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
164	5-37	5	5.5	5.5.5 (6)	薬剤供給ポンプ	上項(5)薬剤貯槽の形式がポンベ式になっていることから、使用薬剤はアンモニアガスと推測します。この場合、薬剤供給ポンプは不要となりますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	5-40	5	5.6	5.6.2 (3)7) (5)3)	風量調整方式 特記事項	(3)主要項目 7)風量調整方式では、「回転数制御及びダンパ制御併用式」とあります。一方、(5)特記事項 3)においては「風量制御は原則としてダンパ制御方式とする」とあります。風量調整方式は、回転数数制御及びダンパ制御併用式と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	5-40	5	5.6	5.6.2 (3)7) (5)3)	風量調整方式 特記事項	風量制御方式について、(3)7)に「回転数制御及びダンパ制御併用式」とありますが、(5)3)では「原則としてダンパ制御方式」とありますので、ダンパ方式としても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
167	5-43	5	5.6	5.6.7 (1)	形式	「外筒RC又は鉄骨構造(建屋一体型)」とありますが、他頁(2-2/2.1.3(3))の記載(「煙突は、別紙1に示す範囲内に、建屋一体型として配置する。」)より、煙突は鉄骨構造(建屋一体型)と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	5-46	5	5.7	5.7.3 (4)	特記事項	建設用地内にストックヤードを設け保管するとありますが、2-11ページの参考処理フローには磁選物ピットとあります。磁選物ピットに貯留後、敷地内に設けたストックヤードに運搬するものと考えればよろしいでしょうか。 また、ストックヤードの保管容量をご教授ください。	前段の質問については、ご理解のとおりです。 後段の質問については、10t車1台分以上とします。
169	5-48	5	5.7	5.7.8 (3)2)	設計基準	クレーン電動機の設計基準に横行欄に記載されておりますが、要否は灰ピット形状を考慮し決定するものとさせていただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、ピット側面の堆積対策に十分留意した計画としてください。
170	5-53	5	5.8	5.8.2	表5-7 水槽類	防火水槽の記載がありますが、消火栓の水源と考えればよいでしょうか。その時、プラント用受水槽と兼用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
171	5-57	5	5.9	5.9.3	プラント排水処理設備	要求水準書の中に洗車装置に関する項目が記載されていませんが、不要と考えてよろしいでしょうか。また、洗車排水がない場合、有機系排水処理が不要なプロセスとすることにより有機系排水処理設備を設置しない提案をしてもよろしいでしょうか。	前段の質問については、洗車装置の設置は不要です。 後段の質問については、提案を可としますが、有機系排水処理設備の設置については協議します。
172	5-61	5	5.10	5.10.1 (1)10)	電源計画	「1.0~2.0m 未満の洪水が予想されるため、受変電室、非常用発電機室及び炉の運転に必要な電気機器(タービン発電機関係を含む。)は洪水の影響を受けない位置に設置する。」とありますが、盛土による調整池容量の増加を考慮した上で、計画地盤面を盛土して対応してもよろしいでしょうか。	地盤沈下及び車両動線(ランプウェイ高や余熱利用施設との連携等)等に十分配慮した上で、事業者の提案に委ねます。
173	5-68	5	5.10	5.10.7 (3)	非常用発電機 要項	「全炉停止時後に1炉立ち上げ可能な必要最小限の発電容量を確保する」とありますが、1炉立ち上げ時の電力ピークを抑制することを目的として運用する場合、本発電機は常用扱いになると予想されます。常用発電機扱いとなる場合、防災機器は本発電機に接続できませんので、別途防災用非常用発電機を設置すると解釈して宜しいでしょうか。また、防災用非常用発電機はディーゼル発電機にてご提案させていただいても宜しいでしょうか。	非常用発電機は、商用電力の消失時に1炉立ち上げ可能とするために使用するものであり、それを常用とするか非常用とするかについては事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
174	5-68	5	5.10	5.10.7 (3)	非常用発電機 要項	非常用発電機は「全炉停止後に1炉立上げ可能な必要最小限の発電容量を確保する。」とあります。 一方、5-61ページの5.10.1(1)電源計画6)には「タービン発電機のメンテナンス時には、商用電源によりすべての負荷をまかなうものとし、その場合の所要電力容量に基き契約容量を設定する。このため全炉休止からの起動は、他の負荷を負担しない夜間に行うことを原則とする。」とあります。 従いまして、通常の立上げ時には商用電源を使用するものとして契約電力を決定すると考えてよろしいでしょうか。(非常用発電機で1炉立上げ可能な容量を確保するのは、万一、商用電源が消失した場合に非常用発電機のみで1炉立上げを行うことを想定したもので、通常時は商用電源を使用して1炉立上げを行う)	質問に対する回答No.173を参照ください。
175	5-70	5	5.11	5.11.1 (3)6)	灰クレーン運転 制御	6)灰クレーン運転制御に遠隔自動の記載がありますが、5-49ページの「5.7.8灰クレーン(3)5操作方式」では、遠隔及び現場手動となっています。 従いまして、灰クレーンの操作方式は灰クレーン操作室からの遠隔手動及び現場手動と考えてよろしいでしょうか。	灰積み出しについては自動運転とします。ただし灰クレーンについては手動運転を可能としてください。
176	5-72	5	5.11	5.11.3 (2)7)②	風向、風速計	数量が2基とありますが、1基と考えてよろしいでしょうか。	1基とすることを可としますが、故障時の対応を考慮してください。
177	5-72	5	5.11	5.11.3 (2)8)②	大気温度計	数量が2基とありますが、1基と考えてよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.176を参照ください。
178	5-73	5	5.11	5.11.4 (1)	カメラ設置場所	カメラ仕様については表5-14を参考とし、用途に適切なものを提案することよろしいでしょうか。	原則として表5-14に示すとおりとします。
179	5-73 6-30	5	5.11 6.11	5.11.4 (2) 6.11.3 (3)2)	モニタ設置場 所	管理・啓発施設内の事務室以外の監視用モニタの設置場所は 5-73ページ 表5-15に記載の会議室、6-30ページ 表6-2に記載の研修室の2箇所と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	5-73 6-30 7-10 8-8	5	5.11 6.11 7.3 8.3	5.11.4 (2) 6.11.3 (3)2) 7.3.5 (2) 8.3.2 (2)	モニタ設置場 所	管理・啓発施設の事務室に設置する施設管理用モニタ台数は、5-73ページ5.11.4(2)項の熱回収施設用、6-30ページ 6.11.3(3)2)項のリサイクルセンター用、7-10ページ 7.3.5(2)項の管理・啓発施設用、8-8ページ8.3.2(2)項の余熱利用施設用の計4台となるのでしょうか。ある程度、兼用とすることも可能でしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。管理・啓発施設の事務室からは、建設用地内の各施設が監視できるよう計画してください。なお、左記の4施設間でのモニタの兼用は不可とします。
181	5-74	5	5.11	5.11.5 (6)	中央監視盤	中央監視盤が変わる、大型モニタによる監視構成ともよろしいでしょうか。	提案を可としますが、分割表示数及び切替方法等は協議によります。
182	5-79	5	5.12	5.12.9 (1)	形式	ディスプレイ式とは屋内仕様のみで、屋外仕様は盤形式で計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	6-5	6	6.2	6.2.5 (3)1)	主要項目	処理能力が3.6t/h(18t/5h)とありますが、内可燃性粗大ごみは、熱回収施設の切断機での処理となります。そのため、可燃性粗大ごみ分は、本破砕機処理能力に含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	6-5	6	6.2	6.2.7 (1)	形式	破砕機形式について、(1)では「竪型高速回転式」とありますが、6.2.7の前文では「横軸又は縦軸方式とする」とあります。形式の選定については、メーカーに一任頂けないでしょうか。	竪型とします。
185	6-5	6	6.2	6.2.7 (3)1)	主要項目	処理能力が3.6t/h(18t/5h)とありますが、内可燃性粗大ごみは、熱回収施設の切断機での処理となります。そのため、可燃性粗大ごみ分は、本破砕機処理能力に含まないと考えてよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.183を参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
186	6-11	6	6.3	6.3.1	容器包装以外のプラスチック類受入ヤード	貯留容量200m3とありますが、貯留日数5日分の容量は167m3(2t/日÷0.06t/m3×5日分)となります。 5日分の貯留容量を確保するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
187	6-11 6-12	6	6.3	6.3.3 6.3.5	容器包装以外のプラスチック類用破砕機供給コンベヤ 破砕プラスチック搬送コンベヤ	配置及びプロセス計画により、必要に応じ設けるものと考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
188	6-12	6	6.3	6.3.4	容器包装以外のプラスチック類用破砕機	民間資源化施設の引き取り基準(破砕寸法他)をご教示をお願いします。	15cm以下です。
189	6-13	6	6.3	6.3.6	容器包装以外のプラスチック類貯留コンテナ	数量4台のうち2台が予備とありますが、通常は2台で運用すると理解してよろしいでしょうか。(2台を「貯留」、「運搬」として交互使用) また、民間業者が所有する車両はアームローラー車でしょうか。	4tアーム3台(破砕物2台、テープ類1台)3台分のコンテナが一杯になった時、搬出します。積み込みは、回転フォークで、民間業者が所有する車両については、ご理解のとおりです。
190	6-15	6	6.4	6.4.4 (1)	形式	電磁永磁併用吊下式とありますが、選別性能を満足させることを条件に、形式は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
191	6-15	6	6.4	6.4.5	選別かん搬送コンベヤ	配置及びプロセス計画により、必要に応じ設けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	6-25	6	6.10	6.10.2	受配電盤設備工事	リサイクルセンターの高圧配電盤及びプラント動力用変圧器は熱回収施設と共用のご提案をさせていただいても宜しいでしょうか。	不可とします。
193	6-28	6	6.11	6.11.1	計画概要	リサイクルセンターオペレータコンソールのデータは管理・啓発施設 事務室、研修室に熱回収施設と同様に映写するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	6-28	6	6.11	6.11.1	計画概要	「制御システムはDCSとする」とありますが、リサイクルセンターは、シーケンス制御が主体で、プロセス制御が必要となる機器はないため、PLCによる中央集中制御方式としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
195	6-29	6	6.11	6.11.3 (2)	大気質測定機器	集じん排気と防爆排気を合流させて大気放出する場合、合流ダクト部の粉じん濃度を測定するものとしてよろしいでしょうか。	防爆排気は安全面に関わる事項であることから、集じん排気をはじめ、他用途との共用は不可とします。
196	6-31	6	6.11	6.11.4(1) (2) (3)	オペレーターコンソール 中央監視盤 プロセス制御ステーション	オペレータコンソール4基、プロセス制御ステーション3基、中央監視盤1基設置とありますが、最適な数量、構成にて提案してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
197	6-31	6	6.11	6.11.4	システム構成	オペレーターコンソール、プロセス制御ステーションの機能区分にご指定があればご教示願います。また、各台数については、リサイクルセンターの制御機能に最適な台数をご提案させていただいても宜しいでしょうか。	質問に対する回答No.196を参照ください。
198	7-1	7	7.1	7.1.1 (12)	全体計画	管理・啓発施設におけるAEDは、要求水準書 第Ⅱ編 運営編(頁1-5/1.3.11(3))の記載から、貴市により設置頂けるものと理解しております。要求水準書 第Ⅱ編 運営編の記載を正と考えて宜しいでしょうか。	設置は事業者とし、その管理を本市が実施します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
199	7-1	7	7.1	7.1.1 (12)	全体計画	「管理・啓発施設内に1箇所以上、AEDを設ける」とありますが、要求水準書 第Ⅱ編 運営編 1-5 ページの1.2.11 (3)項には「管理・啓発施設のAEDはふじみ野市が設置し管理する」となっています。管理・啓発施設のAEDについては、事業者が設置し、御市にて管理されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.198を参照ください。
200	7-6	7	7.2	7.2.10 (2)4	特記事項	説明用映写設備は5-73、6-30ページに記載がある会議室モニタ、研修室モニタと同一のものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、研修室において監視映像は、スクリーンに投影し来場者に説明できるよう計画してください。
201	7-8 7-9	7	7.3	7.3.1(4) 7.3.4(1)	特記事項 プラント機器断面模型	7.3.1 (4)項および7.3.4 (1)項に記載されている「断面模型」とは同一と考えてよろしいでしょうか。	7.3.1 (4)は、施設を構成するプラント機器断面模型、7.3.4 (1)は、各プラント機器の断面模型になります。
202	8-3	8	8.2	8.2.1 (2)	特記事項	券売機以外での入館方法の提案は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねますが、利用者サービスの低下を招かないこと及び利用者数の把握ができることを考慮し計画してください。
203	8-4	8	8.2	8.2.3	多目的室	ページ8-5、大項目8、中項目8.2、小項目8.2.6 (2)1)和室で、来場者の交流座敷(1室あたり20人程度)と記載がありますが、多目的室についての、利用者数はどのようにお考えですか？	1室あたり20人程度とします。
204	8-4	8	8.2	8.2.3 (2)3	特記事項	多目的室を会議室として利用しない日に、卓球場として利用するとした場合、卓球台を何台ぐらい設置できれば宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
205	8-4	8	8.2	8.2.4	大広間(ステージ含む。)	ページ8-5、大項目8、中項目8.2、小項目8.2.6 (2)1)和室で、来場者の交流座敷(1室あたり20人程度)と記載がありますが、大広間についての、利用者数はどのようにお考えですか？	別紙7に示す実績を基に、事業者の提案に委ねます。
206	8-4	8	8.2	8.2.4	大広間(ステージ含む。)	要求水準書の部屋数を盛り込もうとすると、1,800㎡でも収まりが厳しいので、大広間の畳敷き部分を可動間仕切り等で分割できるようにし、大広間兼和室として供用できるようにすることは、要求水準書の内容を満たしているという解釈で宜しいでしょうか。	大広間と和室の兼用は、不可とします。
207	8-4	8	8.2.4	8.2.4 (1)1	内部仕上げ	「和室の仕様とし、畳敷きを基本とする」と有りますが、畳敷き以外の仕様変更でも可能ということでしょうか？	畳敷きを基本とします。
208	8-6	8	8.2	8.2.8	浴室	浴室内も、パリアフリーという想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
209	8-6	8	8.2	8.2.9	健康浴槽	どの程度の規模を想定しているか、ご教示ください。	150㎡程度を想定しています。
210	8-6	8	8.2	8.2.9 (2)2	特記事項	男女共通とありますが、男性用・女性用の各々の浴室に設置する事は可能でしょうか。	提案を可とします。
211	8-6	8	8.2	8.2.11	喫煙室	健康増進の観点からみると、喫煙室の設置は、矛盾していると思われませんが、設置しなければならないのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
212	9-9	9			老人福祉センターの解体工事	太陽の家で使用していた健康器具等は、余熱利用施設での使用は可能ですか。	不可とします。
213	9-9	9	9.1	9.1.1 (4)	基本事項	「太陽の家の敷地内に存在する埋設杭についても全撤去する」とありますが、構造図、及び、杭の径長が分かる資料を提示していただけませんか。	杭種は、PCパイル(A種)、杭長は、本杭:9m、試験杭:10mです。
214	9-9	9	9.1	9.1.3	解体施設の概要	添付図面により地中杭の位置、本数は把握できませんが、杭長が不明なので、杭長がわかる書類(施工記録、施工図等)をご提示いただけませんか。	質問に対する回答No.213を参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
215	9-9	9	9.1	9.1.3	解体施設の概要	老人福祉センター(太陽の家)の地下室は、機械室または、電気室と考えて宜しいでしょうか。	地下室の構成は、機械室、ポンプ室、倉庫です。
216	9-10	9	9.1	9.1.3	図9-1 地中杭の位置	9-10ページに撤去する杭の位置が示されていますが、撤去する杭の杭種、杭径、杭長についてもご教示願います。	質問に対する回答No.213を参照ください。
217	9-14	9	9.2	9.2.5 (2)3	住民説明	アスベストの含有有無の説明を行うとありますが、現状、アスベストの混入もしくは混入の疑いがあるものがありましたら、ご教示下さい。	ありません。
218	9-14	9	9.2	9.2.5 (2)3	住民説明	"アスベストの含有有無についての説明を盛り込む"とありますが、解体に伴うアスベスト等の事前調査結果がありましたら、提示していただけないでしょうか。	質問に対する回答No.217を参照ください。

■要求水準書【第Ⅱ編 運営編】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
219	1-5	1	1.3	1.3.12	災害発生時の協力	災害発生時における計画搬入量を超える多量の廃棄物の処理・処分に関して、貴市へ全面的に御協力する所存ですが、処理に際し必要となる費用については、別途ご精算頂けるとのとの理解で宜しいでしょうか。	変動費による支払を想定しておりますが、受付業務時間や運転時間の延長及び明らかに処理対象物の質を逸脱する処理が発生した場合は協議します。
220	1-5	1	1.3	1.3.12	災害発生時の協力	処理又は処分の協に伴う増加費用の負担についてはご協議いただけるとの理解よろしいでしょうか。	質問に対する回答No.219を参照ください。
221	1-8	1	1.4	1.4.4(3)	その他	1)と2)はどのような違いがあるのでしょうか。	前段は引渡条件を協議します。後段は、引渡後の運営方法等を協議するものです。
222	4-1 別-3	4	4.3	(4) 別紙8	案内・指示 直接搬入台数	個人及び一般事業者の内訳をご教示願います。	個人(一般家庭)は、68台、一般事業者は10台です。
223	4-1	4	4.4	(1)	料金徴収	現施設において、ごみ種が異なる混載状態で搬入された場合の計量方法をご教示願います。	搬入時と退出時に計量します。
224	4-1	4	4.4	(2) (3)	料金徴収	契約書に定めるとありますが、該当箇所をご教示ください。また、報告についても同様です。	契約書第22条のとおりです。なお、詳細については、契約時に協議します。
225	4-1	4	4.4	(3)	料金徴収	「後納料金については、その搬入記録を管理し、請求額に誤りがないよう、ふじみ野市の示す方法により・・。」とありますが、ふじみ野市の示す方法とはどのようにお考えでしょうか。	質問に対する回答No.224を参照ください。
226	4-2	4	4.5	4.5(1) (3)	受付時間 表4-1 受付 時間	熱回収施設、リサイクルセンターの受付時間が(午前8時30分から午後4時30分まで)と記載されておりますが、表4-1では受付時間が(午前8時30分～午後4時00分まで)となっております。熱回収施設、リサイクルセンターの受付最終時間は何時になりますでしょうか？	午前8時30分から午後4時00分までを正とします。
227	4-2	4	4.5	(2)	受付時間	「受付時間外についても、ふじみ野市が事前に指示する場合は、受付業務を行うこととする。」とありますが、受付時間外の受付業務はどの程度あると想定されるのでしょうか。	繁忙期や大震災など災害時の対応を想定しています。
228	5-4	5	5.6	(4)	搬入管理	「搬入禁止物及び搬入者毎に、ふじみ野市が別途指示する場所への搬入又は移動を指示する。」の解釈についてご教示願います。	搬入禁止物を発見した際に、その搬入者に対し、指定業者の案内及び指定業者への持ち込みの指示をお願いするものです。
229	5-4	5	5.6	(7)	搬入管理	プラットホーム内での搬入検査はどの程度の頻度をお考えかご教示願います。	基本は、月1回です。
230	6-1	6	6.1	6.1(2)	備品・什器・物 品・用役の調 達	「ふじみ野市が調達する」と有りますが、初期段階での提案内容における調達(インシヤルコスト)の負担も貴市様でしょうか。	「ふじみ野市が調達する」を「事業者が調達する」に修正します。よって、初期段階での提案内容における調達(インシヤルコスト)の負担は、事業者負担とします。
231	6-3	6	6.7		精密機能検査	精密機能検査は自主検査で宜しいでしょうか。そうでない場合、検査内容をご提示願います。	都道府県の検査機関及び検査能力を有する検査機関をはじめとする、第三者による検査とします。 なお、検査内容は、一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(環整95号)の別紙4(一般廃棄物処理施設精密機能検査要領)に示すとおりです。
232	9-1	9	9.1		来場者対応	事業者による来場者対応について、現在想定されている頻度はどれくらいでしょうか。 (●回/年、●回/月等) また、要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設編(頁2-23/2.2.11)より、施設の設計対象人員は150名以上ですが、1回の来場者人数はどれくらいでしょうか。可能であればご提示願います。	来場者対応は、次のとおりとします。平成23年度実績 【小学生(ふじみ野市及び三芳町内)】 ・来場頻度:16回/年 ・来場者数:1,109人/年(34クラス) 【市民視察】 ・来場頻度:1回/年 ・来場者数:5人/回
233	9-1	9	9.1		来場者対応	年間来場者はどの程度と想定すればよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.232を参考に、事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
234	9-1	9	9.1	(3) (4)	来場者対応	小学生等および来場者対応は前もって周知、前もって指示とありますが、見学の受け付けは御市にて対応し、その予定の連絡を受けた事業者が対応を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	9-1	9	9.2 9.4		清掃 警備・防犯	清掃及び警備・防犯業務については、プラント運営担当企業以外の業者への委託も可能と考えて宜しいでしょうか。	運営委託契約書第8条に示すとおりです。
236	9-2	9	9.4	(4)	警備・防犯	管理啓発施設の運営は御市ですので、運用上、解錠施錠を事業者が行うことでよいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、必要に応じて本市が開錠、施錠が出来るよう計画してください。
237	9-2	9	9.6	(3)	住民対応	ここでいう協議会は、運営契約第38条に記載される協議会とは異なる会でしょうか。	運営契約第38条にある協議会と同じです。
238	別-2	別紙6	9		その他関連業務	<p>入札説明書P7(2)本市が行う業務イ(キ)では、管理啓発施設の運営は御市となっています。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ページ7-1 7.1.1 ふじみ野市職員が…と記載されています。 ・ページ7-4 7.2.3には管理啓発施設の受付事務等が記載されています。 <p>一方、別紙6の表中では事業者来場者対応、清掃には事業者の業務範囲として○が付されています。</p> <p>入札説明書P6 見学者対応(行政視察以外)が事業者が対応する「来場者対応」でしょうか。事業者の業務範囲を確認させてください。</p>	行政視察対応は、本市が実施し、それ以外の来場者対応は事業者が実施するものとします。なお、受付については、No.234に示すとおり本市が実施します。

■要求水準書【第三編 運営編(余熱利用施設)】に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
239	1-3	1	1.2	1.2.10	業務開始に係る提出書類	運営業務実施計画書について、指定書式や枚数の指定はありますか。	指定書式及びページ数の指定はありません。なお、部数は3部とします。
240	1-6	1	1.4	1.4.2	性能に関する条件	本業務終了後において、(中略)本施設をふじみ野市に「引き渡す(費用事業者負担)」とありますが、DBOで施設を整備引き渡し、指定管理者で運営する場合に、終了時に指定管理者として実施した業務を市に「引き継ぐ」施設の性能条件との理解で宜しいでしょうか。	事業終了時に確認する性能は、熱回収施設の稼働終了年までの期間、事業実施時と同様の運営ができる性能とします。
241	2-2	2	2.3	2.3(4)	運営業務体制	施設維持管理に必要な資格を有する者を適正配置又は電気保安業務委託とありますが、有資格者を常勤させる必要がありますか。	常勤は不要です。
242	2-2	2	2.4	2.4(1)	施設の閉館時間	午前9時から午後9時までを基本にとは、事業者の運営ノウハウにより、閉館時間の短縮や曜日により時間帯を変更した提案が認められるとの理解で宜しいでしょうか。	短縮することは、不可とします。
243	2-2	2	2.5	(1)1)	利用料金の免除	優待者証等の募集概要(発行数、使用期間等)お考えがありましたら、ご教授願います。	今後、市と協議になります。
244	2-2	2	2.5	(1)2)	利用者料金の免除	7歳未満の利用者とありますが、おむつが取れない乳幼児等の入浴制限等は可能でしょうか。また、必要に応じて、入場制限を行うことは可能でしょうか。	入浴制限は可としますが、質問に対する回答No.15に準じて運営してください。なお、来場者の入場制限を行うことは不可とします。
245	2-2	2	2.5	(1)2)	利用料金の免除	7歳未満の利用者(なお、親族の同伴を原則とする。)とありますが、下限年齢を設けてはいけないのでしょうか。(参考:オムツの取れたお子様以上等)	下限年齢を設けることは不可です。
246	2-2	2	2.5	(1)4)	利用料金の免除	その他、市長が認める者とはどのような場合があるかご教示願います。	公共、公益等による場合です。
247	3-1	3	3.1	(2)	来場者の受付	介助を必要とする来場者とありますが、介助人として必要な資格はありますか。また、男女別で配置させたほうが宜しいでしょうか。	必要な資格は、特にありません。後段の質問については、提案によります。
248	3-3	3	3.3	(1) (2) (3) (4)	料金徴収	利用料金徴収において回数券等の発行等は可能でしょうか。	提案を可とします。
249	3-2	3	3.3	(5)	料金徴収	利用料金改定は物価変動以外の要素も認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。基準があればご教示願います。	質問に対する回答No.7を参照ください。
250	3-2	3	3.4	3.4(2)	諸室の貸出管理	会議室の非使用時は来場者に開放する、とありますが、無料で開放すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書第三編運営編(余熱利用施設)P2-2の2.5に示す利用料金の免除者が、会議室を占有利用する場合、その占有室利用料金は無料としますが、市の補填はありません。
251	3-2	3	3.5		浴場の管理	「事業者は浴場が所定の期日及び時刻に閉館できるように準備する」とのことですが、施設の閉館時間と浴場の閉館時間については、どのようにお考えでしょうか。(現在の太陽の家では施設と浴室の閉館時間が異なりますが)	事業者の提案に委ねます。
252	3-2	3	3.5	(5)	浴場の管理	「浴場の環境衛生を保持するため、閉館後清掃を行う。また、休館日を含め週2回以上開館前の清掃を行い、月1回以上休館日に半日程度の全清掃を行う。」とありますが、浴場を閉館後清掃しさらに週2回以上開館前に清掃をするということでしょうか。	浴場の環境衛生を保持するための清掃頻度は、要求水準書第一編1.4.3及び8.1.2に示す関係法令の遵守を基本に事業者の提案とします。
253	3-2	3	3.5	(9)	浴場の管理	浴室周りの諸室(サウナ、露天風呂…)とありますが、それらの諸室を配置しなければならないのでしょうか。	要求水準書に記載のある浴室以外の諸室(サウナ、露天風呂等)は、事業者の提案によります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
254	3-2	3	3.6	(1)	物品販売コーナーの営業	館内における飲食物の持ち込に関しては禁止と考えて宜しいでしょうか。(食中毒の問題も含め)	事業者の提案に委ねます。
255	3-2	3	3.6	(1)	物品販売コーナーの営業	自動販売機の設置は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
256	3-3	3	3.7	(1)	飲食コーナーの営業	飲食コーナーを設ける。ができる。とありますが、飲食コーナーを設けることは義務なのでしょうか。	「飲食コーナーを設けることができる。」に修正します。なお、飲食コーナーの設置は、事業者の提案に委ねます。
257	3-3	3	3.7	(1)	飲食コーナーの営業	アルコールの販売は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
258	3-3	3	3.7	(4)	飲食コーナーの営業	「ただし、公共施設にて販売する。を念頭に検討する」とありますが、公共施設にて販売する事を考慮して適切な料金設定を行なうと言う主旨でしょうか。ご教示願います。	「ただし、公共施設にて販売することを念頭に検討する。」に修正します。なお、料金設定については、事業者の提案に委ねます。
259	3-3	3	3.8	(5)	駐車場及び駐車車両の管理	駐車場は利用料を徴収してもよろしいでしょうか。	不可とします。
260	3-4	3	3.10		送迎バスの運行	送迎バスのコースを増やすことは、可能でしょうか。	協議によります。
261	3-4	3	3.10		送迎バスの運行	本施設内(余熱利用施設側)に、市内循環バスの停留所を設置することは可能でしょうか。	協議によります。
262	3-4	3	3.10	(2)	送迎バスの運行	送迎バスの購入費用、運転手の給料等は、委託料に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	3-4	3	3.10	(6)	送迎バスの運行	送迎コースは次の4コースとありますが、3コースではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	3-4	3	3.11	(1) (2) (3) (4)	健康相談の実施	原則的に、健康相談料は無料かとは存じますが、相談内容によっては、料金も事業者提案とすることは可能でしょうか？	不可とします。
265	3-4	3	3.11	(3)	健康相談の実施	健康相談に必要な有資格者とありますが、具体的な資格名をご教授願います。	看護師、保健師、栄養士等の有資格者を想定しています。
266	3-4	3	3.11	(3)	健康相談の実施	健康相談に必要な有資格者を配置とありますが、どのような資格が必要でしょうか。	質問に対する回答No.265を参照ください。
267	3-4	3	3.11	(4)	健康相談の実施	健康相談は週3回程度とありますが、有資格者を常勤させる必要はありますか。	週3回を最低とし、事業者の提案に委ねます。なお、有資格者で常勤、非常勤は問いません。
268	3-4	3	3.11	(4)	健康相談の実施	健康相談の開催時間のご提示はありますでしょうか。	開館時間の範囲内で、事業者の提案に委ねます。
269	4-1	4	4.1		備品・什器・物品・用役の調達	備品等の調達費用は委託料に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	4-1	4	4.2	(1) (2) (3)	備品・什器・物品・用役の管理	備品の貸出に関しては無料をお考えでしょうか。(プロジェクター等)	ご理解のとおりです。
271	4-2	4	4.6	(2)	補修・更新の実施	法令改正や不可抗力によるものは、事業者による補修・更新の対象外とするとありますが、委託料とは別に費用をみてもらえるということでしょうか。	協議によります。
272	5-1	5	5.1	(1)	報告書の作成及び提出	業務報告書等の書式は、ふじみ野市の独自様式でしょうか。	書式は、任意様式とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
273	5-1	5	5.1	(4)	報告書の作成及び提出	「記録の保管に当たっては、ふじみ野市の指定する電子ファイリングシステムを導入する。」とありますが、特殊専用機器に分類されるかと思われます。市から機器の無償貸与と技術指導をお願いできないでしょうか。	電子ファイリングシステムの導入は必要ありません。必要な記録等については、適切かつ適正な方法で保管してください。
274	5-1	5	5.1	(4)	報告書の作成及び提出	ふじみ野市の指定する電子ファイリングシステムとは、どの様なものかご教示願います。	質問に対する回答No.273を参照ください。
275	5-1	5	5.2	(1)	余熱の確保	熱回収施設からの余熱を利用する、とありますが、熱回収施設が稼働中は電気代は発生しないと考えて宜しいでしょうか。	熱回収施設が稼働中であっても、買電状態の場合、その電気代は事業者負担となります。
276	5-2	5	5.5	(1)	広報宣伝	市内循環バスでの無料広告は、可能ですか。	車外ラッピング広告については有料です。車内広告について、施設のPR等は無料ですが、企業広告は有料です。
277	5-3	5	5.11	(1)	利用券等の発行	「事業者は、ふじみ野市・三芳町が発行する余熱利用施設の利用券等の発行事務を実施する。」とありますが、業務量が判断できません。有効期限、更新時期、確認内容、年間発行人数などの業務量の判断が出来る情報の提示をお願いいたします。	利用券等には、有効期限はありませんので、更新は不要です。確認方法は、要求水準書に示す証明書類によるものとし、平成23年度の年間発行人数は271人（ふじみ野市及び三芳町の合計）です。
278	5-3	5	5.11	(1) (2)	利用券等の発行	優待者証と利用券は、別ものなのでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	別-1	別紙10				太陽の家の各諸室における曜日毎の使用状況をご教示願います。	各諸室の曜日毎のデータはありません。
280	別-1	別紙10				太陽の家の月毎の収支報告書の内容をご教示願います。	月ごとの収支報告書はありません。年間の収支報告書は別紙8のとおりです。
281	別-1	別紙10				太陽の家の施設に係わる修繕費、安全管理費、衛生面の維持費等の収支をご教示願います。	質問に対する回答No.280を参照ください。
282	別-1	別紙10				来場者数を把握する資料として送迎バスの運行記録表の開示をお願いします。	別紙9のとおりです。
283	別-1	別紙10	(1)		太陽の家への来場者数(実績)	過去5年間の実数及び60歳以上の優待証を持っている方、市内在住の60歳未満の方、市外の方の内訳をご教示願います。	別紙7のとおりです。
284	別-1	別紙10	(1)		太陽の家への来場者数(実績)	太陽の家への来場者数ですが、曜日毎、月毎の人数の内訳をご教示願います。	曜日毎のデータはありません。月ごとのデータは別紙7のとおりです。
285	別-1	別紙10	(1)		太陽の家への来場者数(実績)	太陽の家への来場者数ですが、時間帯、年齢、性別毎の人数の内訳をご教示願います。	時間帯、年齢毎のデータはありません。月別、性別毎のデータは別紙7のとおりです。
286	別-1	別紙10	(3)		送迎バスの利用状況	1回の送迎当たり最大で平均何名位お考えですか？	質問に対する回答No.282を参照ください。なお、現太陽の家の送迎バスは28人乗り(運転手含む)です。

■落札者決定基準に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
287	3	第2	4		審査の流れ	提案内容の加点審査(入札価格以外の審査)は開札前に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	価格要素と非価格要素の総合評価値を落札者決定後に公表します。
288	3	第2	4		審査の流れ	価格要素と非価格要素の総合評価の結果は事業者立会のもと即時公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加者に対する結果の通知は即時行いますが、公表については本市の手続きを経た上で行います。
289	6	第5	2		入札価格に関する事項以外の得点化方法	審査委員会は5段階評価により得点を付与するとありますが、得点の付与は各審査委員の評価点の平均点が得点となるのでしょうか。それとも、各審査委員の評価を協議して、得点が付与されるのでしょうか。	得点の決定方法は委員会で判断します。
290	6	第5	2		入札価格に関する事項以外の得点化方法	「優れている」との判断基準がありますが、何に対して優れているとの評価でしょうか。	委員会の判断によります。
291	7	第5	3	表4 加算審査の配点表		表4では、配点が審査項目の中項目ごとに示されていますが、審査項目は小項目まで記載されています。(例えば、2設計・建設業務に関する事項の(1)プラント設計(審査項目の中項目)には4点が配点されているが、ア～オの審査項目の小項目が記載されている。)審査は、小項目ごとに表3の評価を与え、その合算が中項目の審査結果となるのでしょうか。それとも、小項目全体を一括して表3の評価を与え、中項目の審査結果となるのかご教示下さい。なお、小項目ごとに評価される場合には、小項目ごとの配点もご教示下さい。	5段階評価は審査項目の中項目別を実施します。
292	8	第5	3	表4 加算審査の配点表	運営業務に関する事項	(1)運転管理～(3)環境管理 は熱回収・リサイクル施設に関する項目で、(4)余熱利用施設の管理・運営 は余熱利用施設に関する項目という区分と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
293	様式第1号	参加表明書				グループ名については、「株式会社」は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	様式第3号	委任状(代表企業)				本様式において、代理人になる者は構成員欄には押印は必要ないとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	様式第4号	委任状(復代理人)				本様式において、本社代表者より年間委任を受けている場合は、貴市に登録のある年間委任者から、さらに委任する場合のみ本様式を用いるとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	様式第4号	委任状(復代理人)				委任事項について、入札及び開札立会に関する委任以外は、その都度委任事項の記載を修正し、提出するものとの理解で宜しいでしょうか。それとも参加表明時のみ提出するのでしょうか。この場合入札及び開札立会に関する委任については、別途様式(様式10・11)が指定されている為、委任事項へは記載する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	様式第4号は参加表明時のみに提出してください。当該委任状で入札及び開札立会についても復代理人への委任を確認できます。なお、様式第10号及び第11号は、様式第4号にて委任された復代理人からさらに別の者へ委任する際に提出するものです。
297	様式第5号 [1/10]	参加資格申請		1.①	全ての入札参加者について必要な書類	添付書類にある「①会社概要」とは、会社のパンフレットで代用できるとの理解でよろしいのでしょうか。また、会社概要の内容について、貴市のご指定があればご教示願います。	会社パンフレットを含め、会社の業務内容等がわかる書類を提出してください。
298	様式第5号 [1/10]	参加資格申請		1.③ 2.④	全ての入札参加者について必要な書類 設計企業(建屋)について必要な書類	添付書類にある「1.③、2.④」とは、写しでもよろしいのでしょうか。また、有効期限(3ヶ月以内等)のご指定はあるのでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。後段の質問について、1.③については入札公告日から参加表明書提出日までのものを、2.④については参加表明書提出日に有効であることを証明してください。
299	様式第5号 [1/10]	参加資格申請		5.⑦ 5.⑧	建設企業(建屋)について必要な書類	添付書類にある「5.⑦」とは、建設業許可通知書(写し)との解釈でよろしいのでしょうか。また、「5.⑧」とは、経営事項審査結果通知書との解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	様式第5号 [1/10] [2/10]	参加資格申請書		5.⑦ 6.⑨	建設企業(建屋)について必要な書類 建設企業(プラント)について必要な書類	建築一式工事及び清掃施設工事の特定建設業の許可を受けている事を証する書類とは、建設業許可通知書又は建設業許可証明書との理解で宜しいでしょうか。建設業許可証明書が必要な場合、発行日についてのご指定はあるでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。後段の質問については、参加表明書提出日に有効であることを証明してください。
301	様式第5号 [3/10]~ [10/10]	実績調書			施設名称等	自社で運営している店舗の場合、契約金額等、記載できない箇所は空欄でよろしいでしょうか。また、添付資料のご指示をお願いします。	可としますが、具体的な実績が確認できない場合は実績を満たしていないと判断します。
302	様式第5号 [3/10]~ [10/10]	実績調書				ふじみ野市発注の実績を挙げる場合は、当該様式以外で、添付資料の提出は一切不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	様式第9号	施設整備費内訳書				各年度毎の事業費については工事工程に基づく割合としてよろしいでしょうか。また落札者となった後、要求水準書1-13頁、1.5.8内訳書の作成、「御市の定めるところによる」と記載されているため本書類は入札時の参考と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	様式第13-2号	事業全体の基本的内容に関する提案書			本事業の実施体制	建設業務における管理技術者の定義がございましたらご教示願います。	建設業務における本市の要求水準を満足するため、施工状況の管理・監督をする一定の資格又は経験を有する技術者です。
305	様式第13-2号	事業全体の基本的内容に関する提案書			本事業の実施体制	別様式をご提示願います。また、別様式は、本様式(様式第13号)の後に添付すればよろしいでしょうか。	前段の質問については、質問に対する回答No.32を参照ください。後段の質問については、ご理解のとおりです。
306	様式第13-2号	事業全体の基本的内容に関する提案書	(2)	④	本事業の実施体制	入札説明書P10において、「運営企業」は構成員のうち運営を行う者を指しています。運営を行う構成員のことを記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
307	様式第14-1号	設計・建設業務に関する提案書	(1)	②	プラント設計	「設計図書に、熱回収施設、リサイクルセンターの機器配置図を添付してください。」とありますが、入札説明書P.28に記載のある「(6)設計図書カ 各階機器配置図」を、様式第14-1号に添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	様式第14-2-①号 14-2-②号	設計・建設業務に関する提案書	(2)		建築設計	本様式において「A4版4ページ以内」とありますが、様式第14-2-①号、14-2-②号の合計ページが4ページ以内と解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	様式第14-2-①号	設計・建設業務に関する提案書	(2)	②	建築設計	「設計図書に、管理・啓発施設の諸室配置図を添付してください。」とありますが、入札説明書P.28に記載のある「(6)設計図書エ 建築一般図」の内、管理・啓発施設の平面図等を、様式第14-2-①号に添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	様式第14-2-②号	設計・建設業務に関する提案書	(2)	③	建築設計	「設計図書に、管理・啓発施設の諸室配置図を添付してください。」とありますが、入札説明書P.28に記載のある「(6)設計図書エ 建築一般図」の内、余熱利用施設の平面図等を、様式第14-2-②号に添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	様式第14-3号	設計・建設業務に関する提案書	(3)	③	景観・配置計画	「設計図書に、配置・動線計画図を添付してください。」とありますが、入札説明書P.28に記載のある「(6)設計図書ア 全体配置図 および イ 動線計画図」等を、様式第14-3号に添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	様式第14-4号	設計・建設業務に関する提案書	(4)	①	環境委啓発、来場者対応	「設計図書に、見学者動線図を添付してください。」とありますが、入札説明書P.28に記載のある「(6)設計図書ウ 見学者動線計画図」を、様式第14-4号に添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	様式第14-7号	設計・建設業務に関する提案書	(7)	③	高効率ごみ発電	「本事業の参加要件を満たす、高効率ごみ発電施設の設計・建設実績を記述することとなっています。この参加要件とは、入札説明書の11ページの(4)イに示される「平成12年4月以降に竣工した設計実績」および12ページの(5)イに示される「平成12年4月以降に竣工した建設実績」の両方を満たすことと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	様式第15-5号	運營業務に関する提案書	(5)	③	ふじみ野市との協働	落札者決定基準 9ページ 審査項目(小項目別)(5)ウ「緊急時における、ふじみ野市と協働による来場者及び作業員の安全確保について優れた提案がなされているか。」と記載がありますが、本様式への記載項目にはその記載がありません。したがって、本様式では、③項が「緊急時における、ふじみ野市と協働による来場者及び作業員の安全確保について優れた提案がなされているか記述してください。」、④項が「その他、ふじみ野市との協働について、記述して下さい。」になると理解してよろしいでしょうか。審査項目に影響する内容のため、修正を希望します。	ご理解のとおりです。 「様式第15-5号」を添付資料1に修正します。
315	様式第15-6号(別紙4)	委託料内訳書			運営費に係る費用の内訳(余熱利用施設分)	「初年度価格での記述」とのことですが、光熱水費が熱回収施設の運営前での運営となり高くなりますが、問題ございませんか。	平成28年度(熱回収施設供用開始年度)価格で記載してください。本回答をもって、様式第15-6(別紙4)の提案を求める年度を「供用開始初年度価格」から「平成28年度価格」に修正します。これに伴い、様式第15-6(別紙9)を添付資料2に修正します。熱回収施設供用開始前に別途費目が生じる場合は、添付資料2に算定根拠等を記入してください。
316	様式第15-6号(別紙11)	委託料内訳書			余熱利用施設に係る利用料金収入及び減免補填額の算定根拠	本様式に記載される内容は、加点審査の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、算定根拠について説明を求める場合があります。
317	様式第16-2号	事業計画に関する提案書	(2)		リスク管理	保険について記載する表例がありますが、表中の項目が必ずしも全て埋まらないものがあり、付保する保険概要が分かる記載としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
318	様式第16-3号	事業計画に関する提案書		(3) ②	地域や社会への貢献	雇用条件等とありますが、具体的な条件項目はありますか。	提案に委ねます。
319	様式第16-4号(別紙13)	長期収支計画等			SPCの長期収支計画表	本様式に記載される内容は、加点審査の対象外と考えてよろしいでしょうか。	長期収支の安定性については加点審査の評価対象となります。
320	様式第13号～16-3号					各様式に対してページ数が設定されていますが、それ以外に提案書記載内容をより理解いただくための添付資料として提出することは可能でしょうか。	各様式において添付資料等の提出が認められているもの以外については不可とします。
321	様式第14-2-①号 14-2-②号 14-5号 14-7号 15-3号					各提案書様式で表の内容が規定されているものについて、規定されている項目を記載した上で、記載項目を追加することは可能でしょうか。(例えば、様式第14-7号の③で規定されている表に発電効率の項目を追加する)	提案に委ねます。
322	全般					貴市指名参加登録において、本社代表者より年間委任を受けている場合は、代表企業代表者は、貴市に登録のある年間委任者との解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	全般					提案内容を補足する参考資料の添付は可能でしょうか	質問に対する回答No.320を参照ください。

■基本協定書(案)に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
324	1	第1条	1		目的	4行目「～当該基本契約の基づく」は「～当該基本契約に基づく」と読替えて宜しいでしょうか。	基本協定書において修正します。
325	1	第3条	3	(1)	特別目的会社の設立	「特別目的会社の資本金を2億円以上」と定められていますが、資本金1億円以上となると、外形標準課税など追加的な費用がかかり、デメリットも大きいと思料致します。これにつき法令で認められている資本準備金を含めて2億円以上とすれば問題はないと思料致しますが、そうした理解でよろしいでしょうか。基本契約では全ての株式に担保設定されるため、譲渡の可能性もなく、構成員による出資金としては2億円以上の条件を満足します。	資本準備金を資本金と同一視することはできません。 2億円以上の資本金をご用意ください。
326	7	別紙1	前文		出資者保証書式	5・6行目「～当該基本契約の基づく」は「～当該基本契約に基づく」と読替えて宜しいでしょうか。	基本協定書において修正します。
327	7	別紙1	1		出資者保証書式	「～会計監査人設置会社として」とありますが、他のご提示文書(基本協定書第3条、基本仮契約書第6条)には、会社機関に関して「会計監査人設置会社」との記載はありません。出資者保証書第1条の記載が誤記との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書において修正します。

■基本仮契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
328	2	前文				末尾の契約が成立しない場合の取り扱いですが、実施方針P28では契約締結リスクは帰責事由があるそれぞれの者が負うことになっていますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。	基本協定書の定めに従います。
329	3	第4条	1	(3)	役割分担	余熱利用施設の運営に当たり、指定管理者として指定を受けた特別目的会社から余熱利用施設運営担当企業への再委託は指定管理者制度上の問題は無いのでしょうか。ご教示願います。	一括して第三者へ委託することは不可とします。
330	3	第4条	1	(3)	役割分担	ここで用いられる「運営企業」には特別目的会社は含まれず、業務を受託する構成員との理解でよろしいでしょうか。特別目的会社は自ら業務を実施しないイメージでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	3	第4条	1	(3)	役割分担	「運営企業は、特別目的会社から運營業務の一切を再受託する」とありますが、熱回収・リサイクル施設と余熱利用施設を別々の運営企業が実施する場合、それぞれの運営企業がそれぞれの業務の一切を再受託するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	3	第5条			建設共同企業体の組成	建設共同企業体の組成は、建設工事請負仮契約書締結前との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	3	第5条	1		建設共同企業体の組成	建設共同企業体の組成について、甲型・乙型のご指定はありますでしょうか。	質問に対する回答No.10を参照ください。
334	3	第6条	2	(2)	特別目的会社の運営	特別目的会社の本店所在地を建設施設内とする事は可能でしょうか。 (余熱利用施設内の指定管理者事務室等)	質問に対する回答No.17を参照ください。
335	3	第6条	2	(6)	特別目的会社の運営	特別目的会社の決算期を3月末日とご指定されていますが、事業者にて任意に設定可能として頂けないでしょうか。	基本契約書(案)のとおりとします。
336	4	第6条	9		特別目的会社の運営	経営計画とはどのようなイメージでしょうか。	本条で定める経営計画とは、経営方針、損益計画及び資金計画等を想定しています。
337	6	第12条			損害賠償	当事者の定義がありません。ご教示ください。	本基本契約の当事者です。

■建設工事請負仮契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
338	11	第10条	1	(4)	現場代理人及び主任技術者	業務上の管理を行う管理技術者とは設計全般を管理する設計責任者と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	24 25	第39条	1 2		債務負担行為に係る契約の特則	各年度における支払い限度額及び、出来高予定額をご教示ください。	ご提案を勘案し、決定することになります。

■運営業務委託仮契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
340	2	第4条	1		契約の保証	契約の保証については、(5)の履行保証保険契約の締結による保証も想定しておりますが、損害保険会社による保険契約は運営業務開始3～2ヶ月前にしか締結できません。この点及び運営業務委託契約の主旨が運営業務自体にある事に留意頂き、運営業務委託契約に係る保証証券等の寄託の期限は、契約締結と同時になく、運営業務開始の2ヶ月前として頂けないでしょうか。	運営開始に必要な準備行為、設計建設への関与等の業務が想定されますので、契約と同時にします。
341	3	第5条	2		業務遂行	第11条で受注者の業務遂行体制が記載されていますが、指定管理者と定める際に受注者(特別目的会社)として求められる体制はあるのでしょうか。(責任者の配置、必要資格など)	本契約を構成する書面によるほか、市が求める体制はありません。
342	3	第6条	3		本業務の範囲	長期事業であり様々な場面も想定されるため、受注者からの申し入れも可能とすべきではないでしょうか。	運営業務委託契約書(案)のとおりとします。
343	3	第6条	3		本業務の範囲	社会経済状況の変化、委託料算出の前提と異なる物価変動が生じた場合、搬入ごみの量、性状又はごみ質等の大幅な変化が生じた場合には、協議していただけるという理解でよいでしょうか。	事業者が社会経済状況の変化、委託料算出の前提と異なる物価変動が生じたこと又は搬入ごみの性状もしくはごみ質が要求水準に示す計画ごみ質の範囲を逸脱したことを明らかにした場合は、ご理解のとおりです。
344	6	第14条			業務報告書	謄写などの開示について、技術ノウハウに関わる内容などの開示については事業者への配慮があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	7	第17条			委託料の支払	減免分補填など余熱利用施設にかかる委託料の支払について、別紙2など記載がみられません。ご教示ください。	入札説明書記載の条件を規定します。
346	7	第17条	2		委託料の支払	1・2行目「～運営停止が行った場合」は「～運営停止を行なった場合」と読替えて宜しいでしょうか。	運営業務委託契約書において修正いたします。
347	10	第27条	1		保険	保険の付保について、「契約期間の全期間にわたり」とありますが、実際の運営業務開始前の付保を可として頂けないでしょうか。	保険の性質上、運営開始以前に付保できないものについては、運営開始と同時に付保していただきます。
348	10	第27条	1		保険	貴市で付保される保険の内容等について、ご教示願います。	建物総合損害共済(全国市有物件共済会)です。
349	10	第29条	1		不可抗力によって発生した費用等の負担	発注者に生じた施設(本施設を含む)の損傷は、発注者側の損害として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	11	第31条	3	(1)	法令変更によって発生した費用等の負担	消費税に関する法令変更は本号イに該当するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	13	第38条	2		協議会の設置	「関連する企業、団体、外部有識者、周辺地域の代表」など、既に具体的に参加が決まっているところがあればご教示ください。	契約締結時に示します。
352	16	別紙1	1		モニタリングの実施要領	モニタリングの実施頻度は、四半期毎に定期モニタリングを実施する他、随時モニタリングはどのような頻度で実施する事を想定されておられるでしょうか。ご教示願います。	現時点で具体の想定はありません。
353	19	別紙2	1		委託料の算定方法	余熱利用施設に係る対価について、減免補填額に関する記載がありませんが、実際の契約時には追記頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	入札説明書記載の条件を規定します。
354	19	別紙2	2		支払スケジュール	支払スケジュールは、「(事業者提案に基づき記載する。)」とありますが、入札説明書(p7、p8)には具体的な支払スケジュールが記載されております。入札説明書の記載を正とするものと理解して宜しいでしょうか。	質問に対する回答No.354を参照ください。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
355	19	別紙2	3		委託料の改定	運営費を単純に運営期間で除すと711百万円となります。±1.5%だと1000万円の差が生じ、事業費の不足あるいは過払いが生じることとなります。事業の安定性からも耐え得る範囲を超えていると考えられ、また委託料の妥当性にも影響します。変動制限幅をなくす、あるいは小さくすることはできないでしょうか。	質問に対する回答No.49を参照ください。
356	21	別紙4			不可抗力の場合の費用分担	「1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまで」とありますが、追加費用又は損害の額が当該事業年度の委託費の100分の1に至るまでとの理解でよろしいでしょうか。	「1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまで」です。